

# 労働安全衛生法、作業環境測定法等の改正と対応のポイント

2月26日（木）10:00~11:30

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

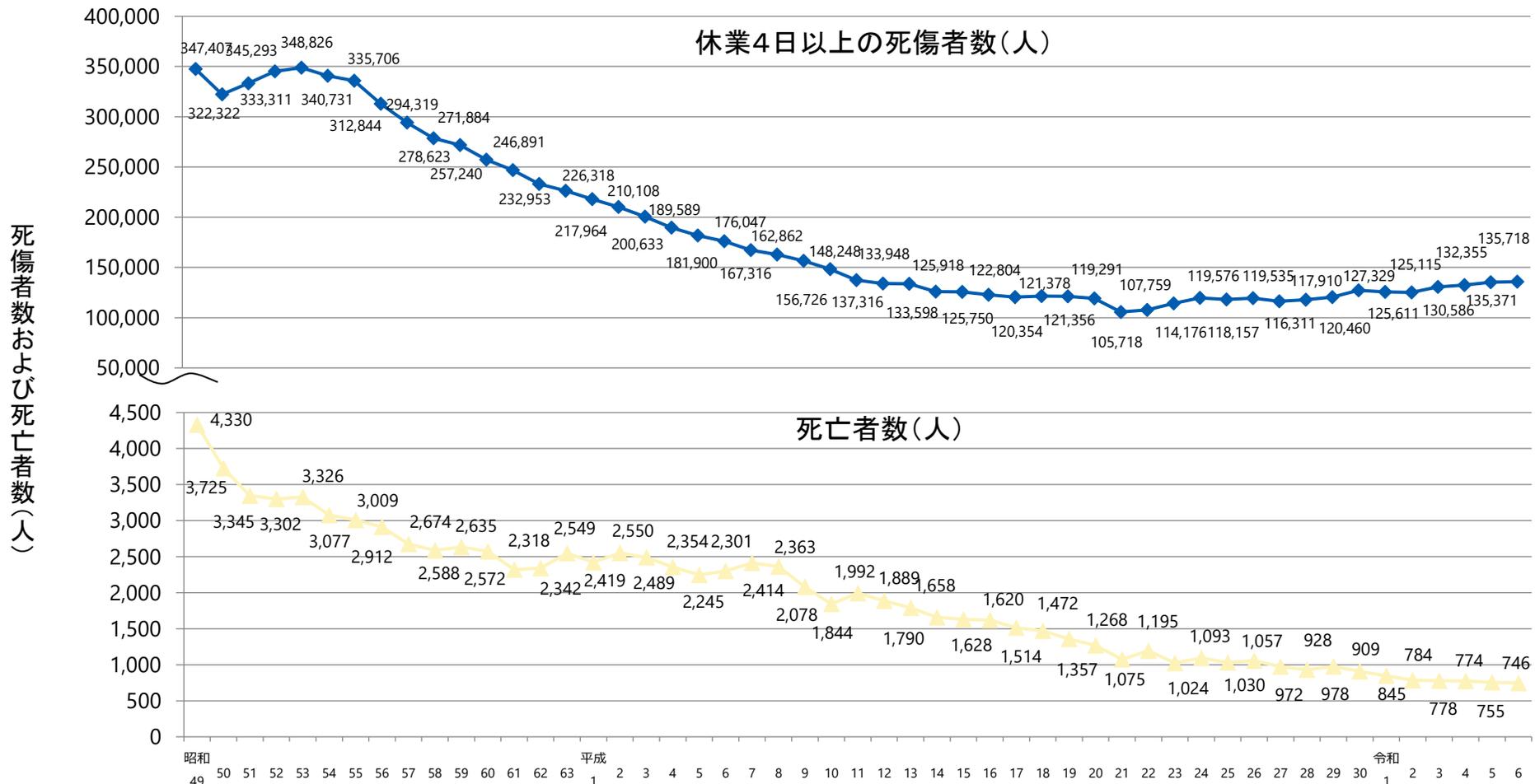
安井 省侍郎

1. 労働災害発生状況の推移
2. 背景要因
3. 改正労働安全衛生法等の概要
4. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
5. 職場のメンタルヘルス対策の推進
6. 化学物質による健康障害防止対策の推進
7. 機械等による労働災害の防止の促進等
8. 高齢者の労働災害防止の推進
9. 治療と仕事の両立支援の推進
10. 熱中症対策について

1. 労働災害発生状況の推移
2. 背景要因
3. 改正労働安全衛生法等の概要
4. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
5. 職場のメンタルヘルス対策の推進
6. 化学物質による健康障害防止対策の推進
7. 機械等による労働災害の防止の促進等
8. 高齢者の労働災害防止の推進
9. 治療と仕事の両立支援の推進
10. 熱中症対策について

# 労働災害による死亡者数、休業4日以上の死傷者数の長期的な推移

- 死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となった。
- 休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、4年連続で増加した。

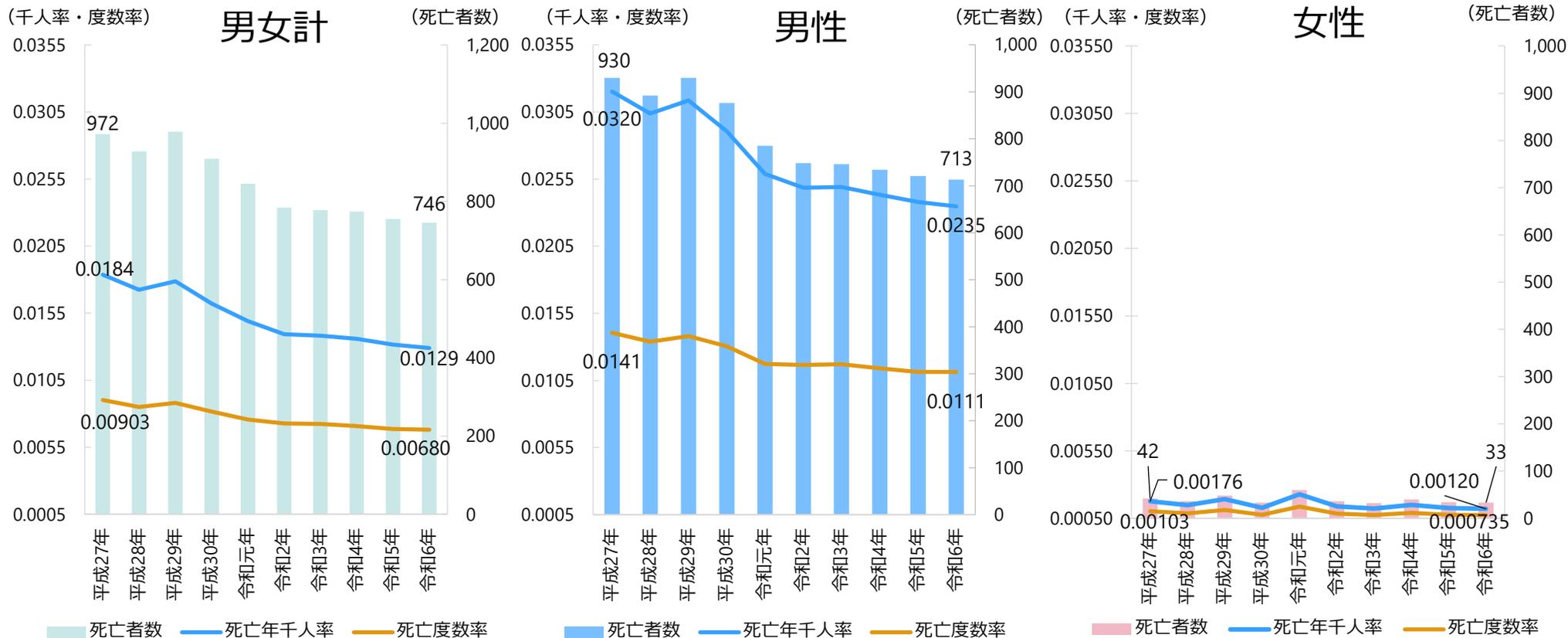


出典: 平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成  
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

# 死亡災害の災害発生率（千人率・度数率）の推移 H27-R6

- 死亡災害については、男性の占める割合が全体の9割超である。
- 千人率、度数率ともに減少傾向であるが、度数率は減少率が小さい。

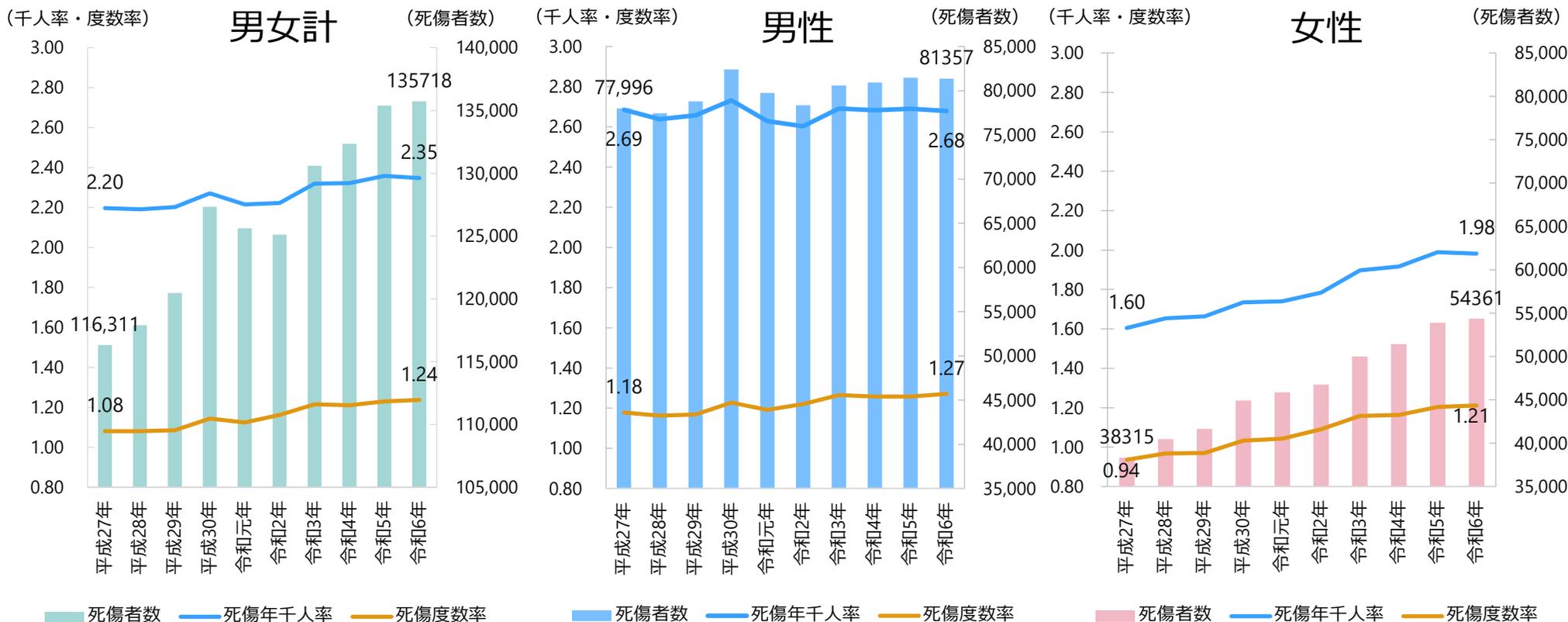


【データ出所】

死亡者数：平成27年から令和6年までの死亡者数..死亡災害報告（新型コロナウイルス感染症へのり患を除く）  
 労働者数：平成27年から令和6年までの労働者数..労働力調査（年次・基本集計第1-2表 役員を除く雇用者）  
 死亡年千人率：死亡者数÷平均労働者数×1000  
 延べ労働時間数：労働力調査（年次・基本集計第Ⅱ-9表 平均週間就業時間及び第1-2表）から算出  
 度数率：死亡者数÷延べ労働時間数×1,000,000

# 死傷災害（休業4日以上）の災害発生率（千人率・度数率）の推移 H27-R6

- 死傷災害については、男性の占める割合は全体の6割程度である。
- 男性は、千人率は横ばいで度数率は上昇傾向である。女性は、千人率、度数率ともに上昇傾向である。

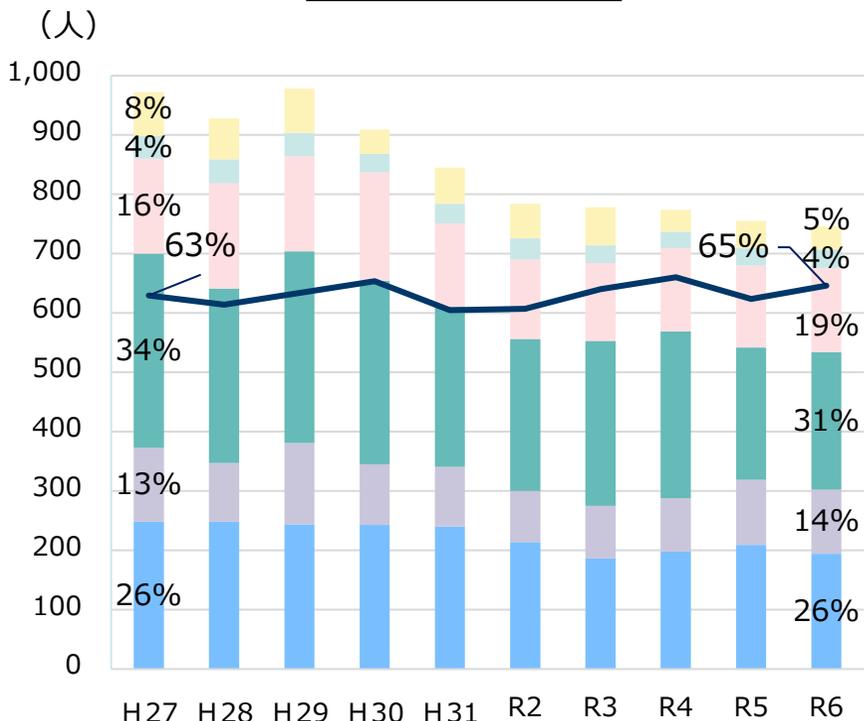


【データ出所】 死傷者数：平成27年から令和6年までの休業4日以上死傷災害...労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患を除く）  
 労働者数：平成27年から令和6年までの労働者数...労働力調査（年次・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）  
 死傷年千人率：死傷者数÷平均労働者数×1000  
 延べ労働時間数：労働力調査（年次・基本集計第II-9表 平均週間就業時間及び第1-2表）から算出  
 度数率：死傷者数÷延べ労働時間数×1,000,000

# 業種別労働災害発生状況（死亡災害、休業4日以上の死傷災害）の推移 H27-R6

- 死亡災害は、建設業、製造業、陸上貨物運送事業の3業種で全体の6割強を占めており、過去10年間同様の傾向である。
- 死傷災害は、第三次産業の占める割合が年々増加し、令和6年では52%を占めている。特に社会福祉施設の増加が著しい。

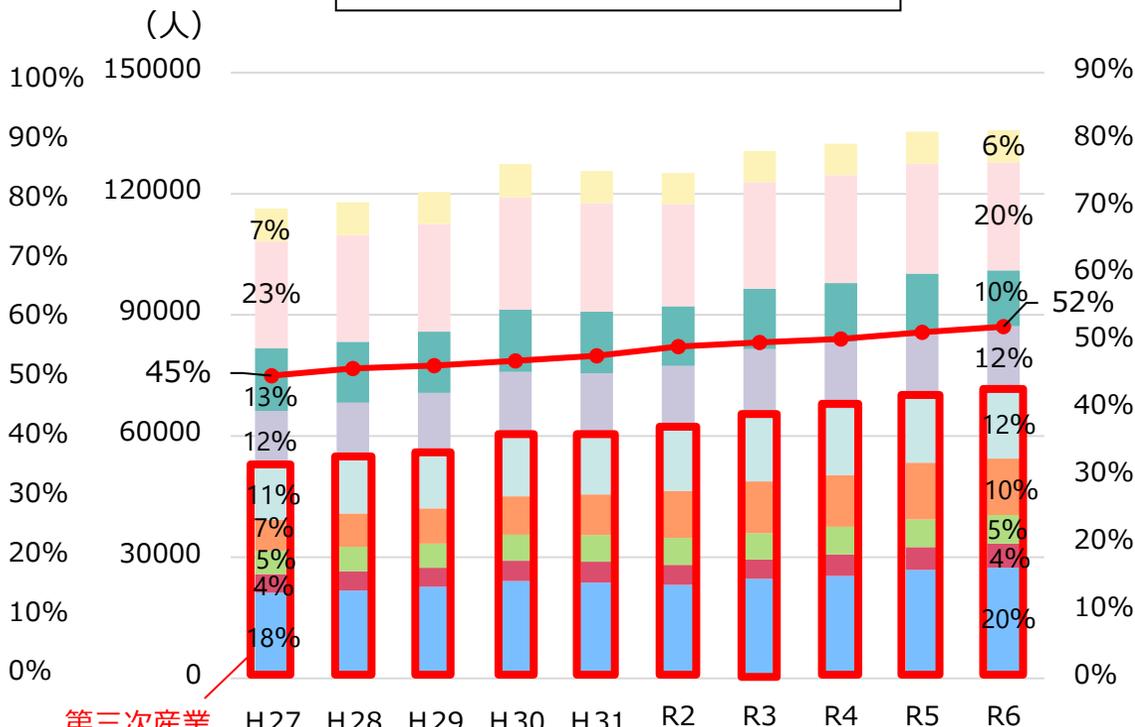
## 死亡災害



■ 第三次産業    ■ 陸上貨物運送業    ■ 建設業  
■ 製造業    ■ 林業    ■ その他  
 一 製造業、建設業、陸上貨物運送業の占める割合

出典：死亡災害報告  
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

## 休業4日以上の死傷災害

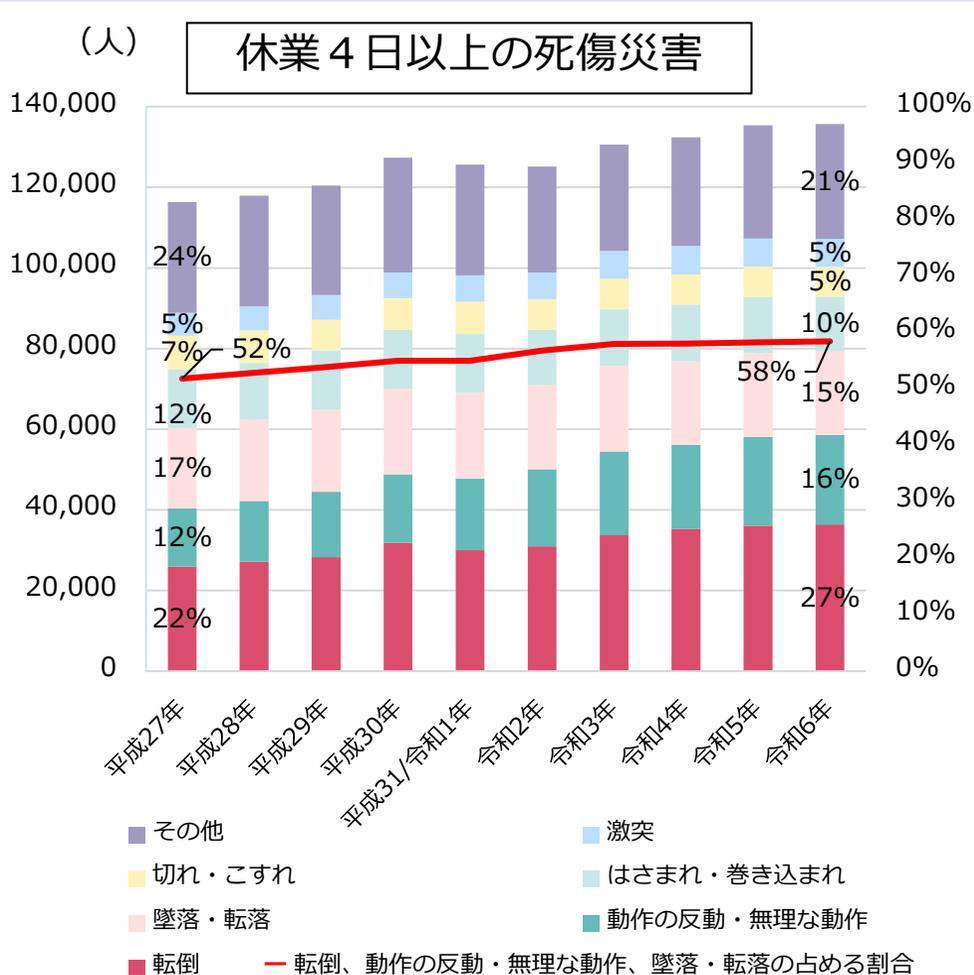
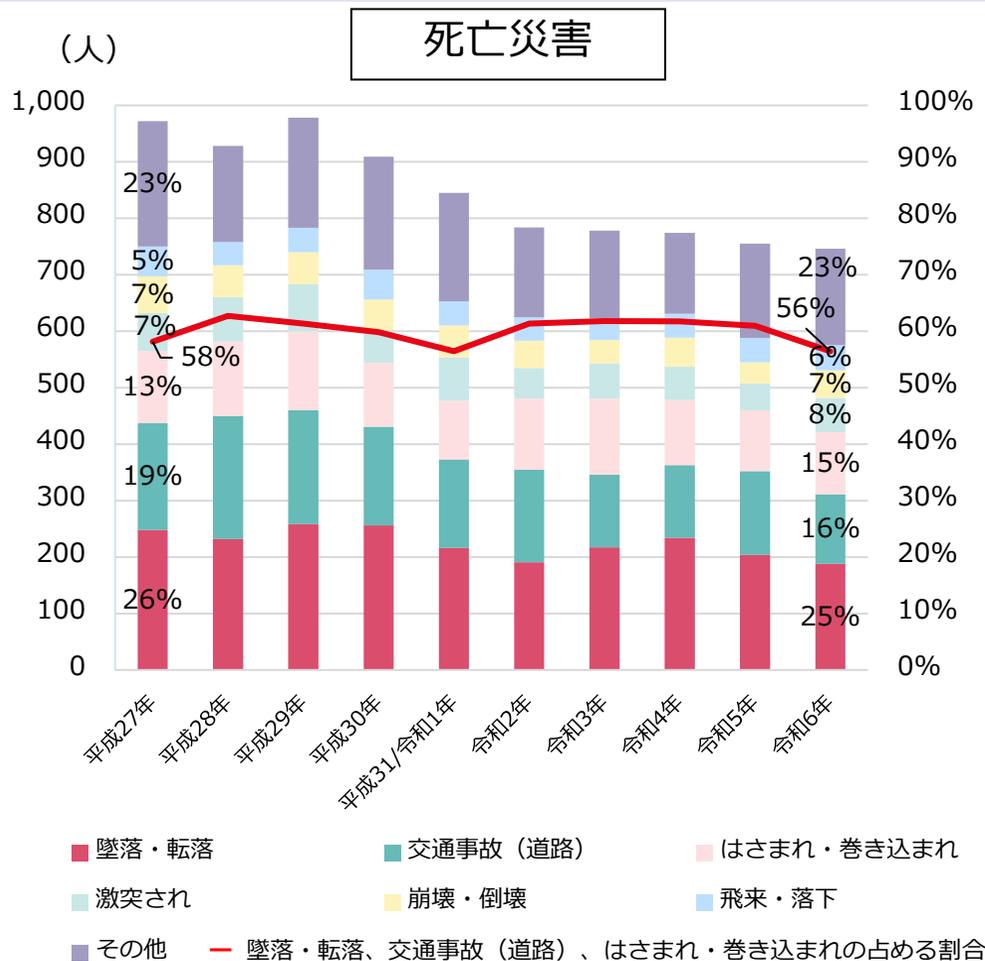


■ その他の第三次産業    ■ 飲食店  
■ 清掃・と畜    ■ 社会福祉施設  
■ 小売業    ■ 陸上貨物運送業  
■ 建設業    ■ 製造業  
■ その他    ● 第三次産業が占める割合

出典：労働者死傷病報告  
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

# 事故の型別労働災害発生状況（死亡災害、休業4日以上之死傷災害）の推移 H27-R6

- 死亡災害は、墜落・転落、交通事故（道路）、はさまれ・巻き込まれが多く、3つの型で全体の56%を占めており、過去10年間も同様の傾向にある。
- 死傷災害は、転倒、墜落・転落、動作の反動・無理な動作といった労働者の行動に起因する災害が多く、その割合は、増加傾向にあり、令和6年には全体の58%を占めている。



1. 労働災害発生状況の推移
2. 背景要因
3. 改正労働安全衛生法等の概要
4. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
5. 職場のメンタルヘルス対策の推進
6. 化学物質による健康障害防止対策の推進
7. 機械等による労働災害の防止の促進等
8. 高齢者の労働災害防止の推進
9. 治療と仕事の両立支援の推進
10. 熱中症対策について

# 労働災害発生率（度数率）の年齢調整について

## （年齢調整について）

- 労働災害の発生率（度数率）は、年齢階層が高くなるほど高くなる傾向がある。
- 近年、休業4日以上死傷災害が増加傾向にあるが、労働者全体に占める高年齢労働者の割合も増加していることから、労働力人口の高齢化による影響を除去した上で、各種労働災害防止施策の効果を確認するために、労働災害の発生率について平成27年の労働者数を基に年齢調整を行い、その推移を確認する。

## （年齢調整の計算方法について）

- 平成27年の労働者数を基に、以下の式により年齢調整労働災害発生率を求める

$$\text{年齢調整労働災害発生率} = \frac{\sum \text{年齢階級別労働災害発生率} \times \text{平成27年の年齢階級別労働者数} \times \text{平均労働時間数}}{\text{平成27年の全年齢層における労働者数} \times \text{平均労働時間数}} = \sum \text{年齢階級別労働災害発生率} \times \text{平成27年の労働者数} \times \text{平均労働時間数の各年齢階級の割合}$$

## （計算例：死傷度数率・男女計）

年齢階級別労働災害発生率

総数	A		A⑨		A⑩	
	平成27年労働災害発生率	平成28年労働災害発生率	令和5年労働災害発生率	令和6年労働災害発生率		
19歳以下	2.393	2.098	2.288	2.236		
20～24歳	0.939	0.928	1.079	1.092		
25～29歳	0.677	0.640	0.715	0.709		
30～34歳	0.713	0.693	0.721	0.713		
35～39歳	0.774	0.771	0.778	0.783		
40～44歳	0.853	0.841	0.875	0.858		
45～49歳	0.964	0.957	0.976	0.986		
50～54歳	1.118	1.143	1.228	1.228		
55～59歳	1.383	1.401	1.545	1.559		
60～64歳	1.940	1.914	1.960	1.935		
65～69歳	2.140	2.221	2.611	2.652		
70～74歳	2.351	2.372	3.023	3.079		
75歳以上	2.190	2.231	3.113	3.236		
全年齢	1.081	1.080	1.229	1.237		

平成27年の労働者数×平均労働時間数の各年齢階級の割合

総数	B	
	平成27年割合 (%)	平成27年延べ労働時間 (千万時間)
19歳以下	1.1	115
20～24歳	7.0	752
25～29歳	10.6	1140
30～34歳	11.2	1204
35～39歳	12.4	1331
40～44歳	14.2	1526
45～49歳	12.4	1337
50～54歳	10.9	1173
55～59歳	9.2	995
60～64歳	6.7	723
65～69歳	3.8	407
70～74歳	1.3	140
75歳以上	0.46	49
全年齢 (平均)	-	10764

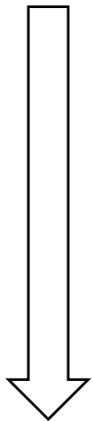
C C①

総数	C		C①	
	平成27年 A×B	平成28年 A①×B		
19歳以下	0.026	0.023		
20～24歳	0.066	0.065		
25～29歳	0.072	0.068		
30～34歳	0.080	0.078		
35～39歳	0.096	0.095		
40～44歳	0.121	0.119		
45～49歳	0.120	0.119		
50～54歳	0.122	0.125		
55～59歳	0.128	0.129		
60～64歳	0.130	0.129		
65～69歳	0.081	0.084		
70～74歳	0.031	0.031		
75歳以上	0.010	0.010		
年齢調整労働災害発生率	1.081	1.074		

C⑨ C⑩

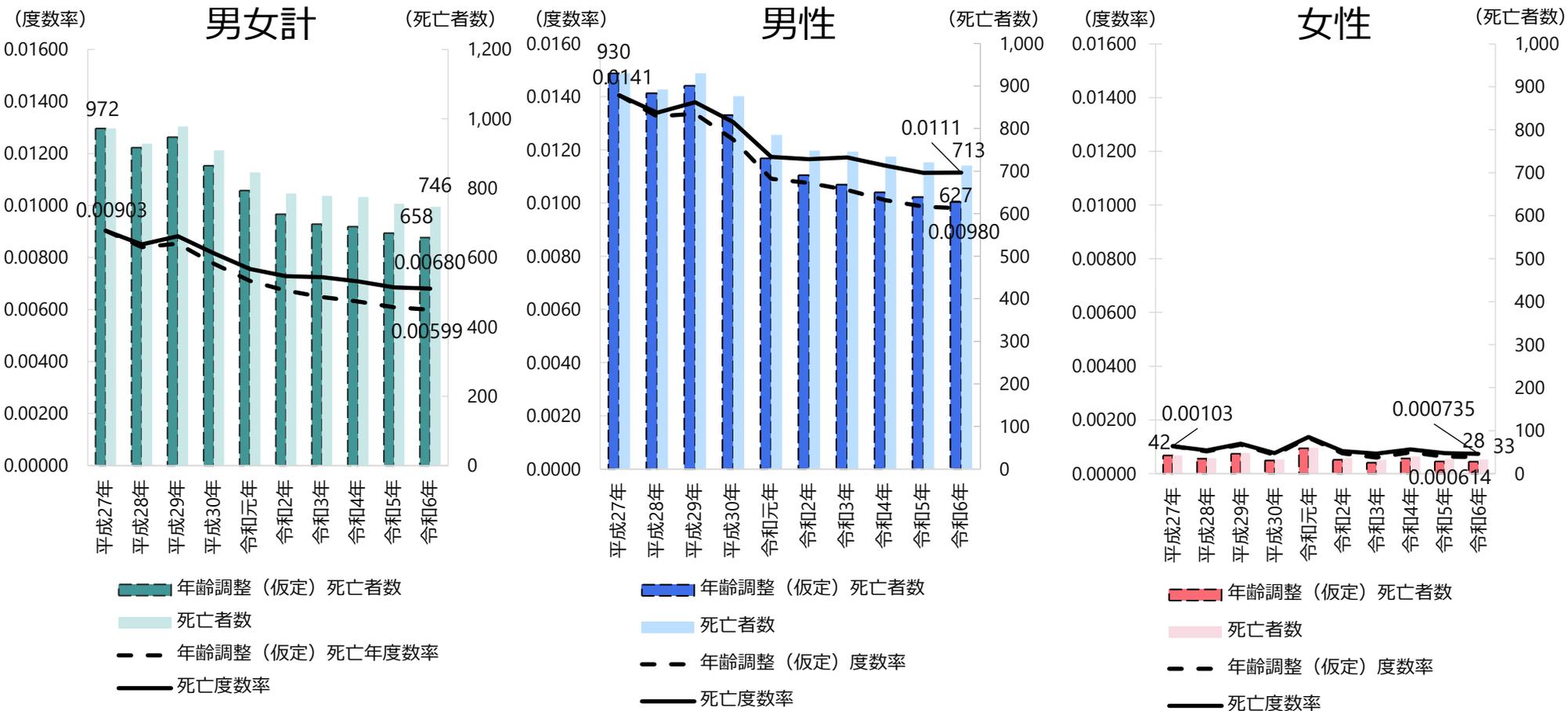
令和5年 A⑨×B	令和6年 A⑩×B
0.075	0.076
0.076	0.075
0.081	0.080
0.096	0.097
0.124	0.122
0.121	0.122
0.134	0.134
0.143	0.144
0.132	0.130
0.099	0.101
0.039	0.041
0.014	0.015
1.158	1.161

各年齢階級の和



# 死亡災害発生率（度数率）の年齢調整値の推移

- 死亡災害発生率（度数率）は、減少傾向にあるが、年齢調整値は、未調整値と比較してさらに低いため、労働者人口構成の高齢化により、度数率が上振れしていることがわかる。



【データ出所】

死亡者数：平成27年から令和6年までの死亡者数..死亡災害報告（新型コロナウイルス感染症へのり患を除く）

年齢調整（仮定）死亡者数：年齢調整（仮定）死亡度数率×その年の延べ労働時間数

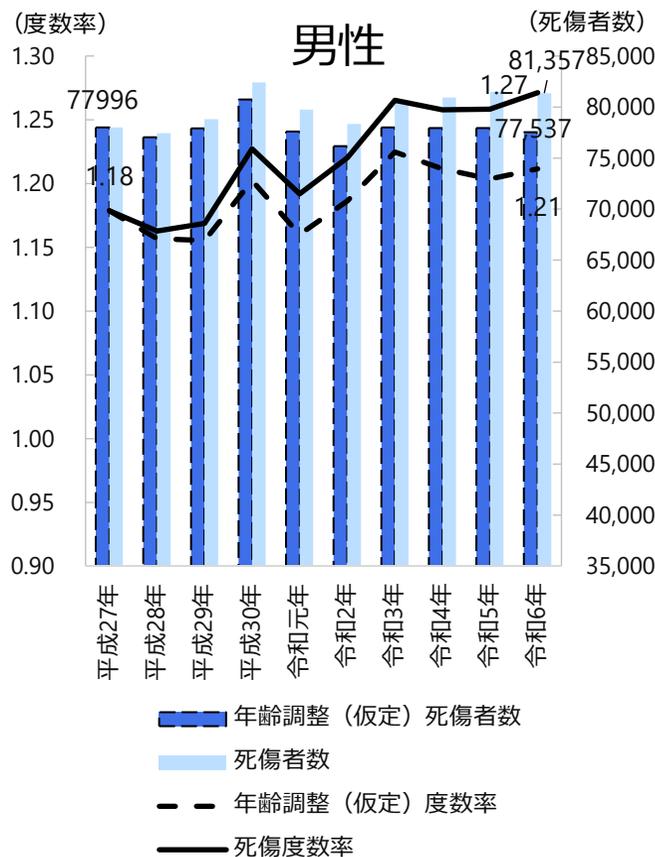
延べ労働時間数：労働力調査（年次・基本集計第Ⅱ-9表 平均週間就業時間及び第1-2表）から算出

度数率：死亡者数÷延べ労働時間数 ×1,000,000

年齢調整（仮定）死亡度数率：基準年（平成27年）の年齢階級別（5歳階級）の延べ労働時間数割合に該当年の年齢階級別（5歳階級）の各年の度数率を乗じた数の総和

# 死傷災害（休業4日以上）発生率（度数率）の年齢調整値の推移

- 死傷災害発生率（度数率）は、増加傾向にあるが、年齢調整値は、未調整値より低いため、労働者人口構成の高齢化により、度数率が相当程度上振れしていることがわかる。
- 度数率の推移は、男女の違いが大きく、男性では、横ばいか若干の増加に留まるが、女性では、年齢調整値でもほぼ一貫して上昇している。



【データ出所】

死傷者数：平成27年から令和6年までの休業4日以上死傷災害...労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患を除く）

年齢調整（仮定）死傷者数：年齢調整（仮定）死傷度数率×その年の延べ労働時間数

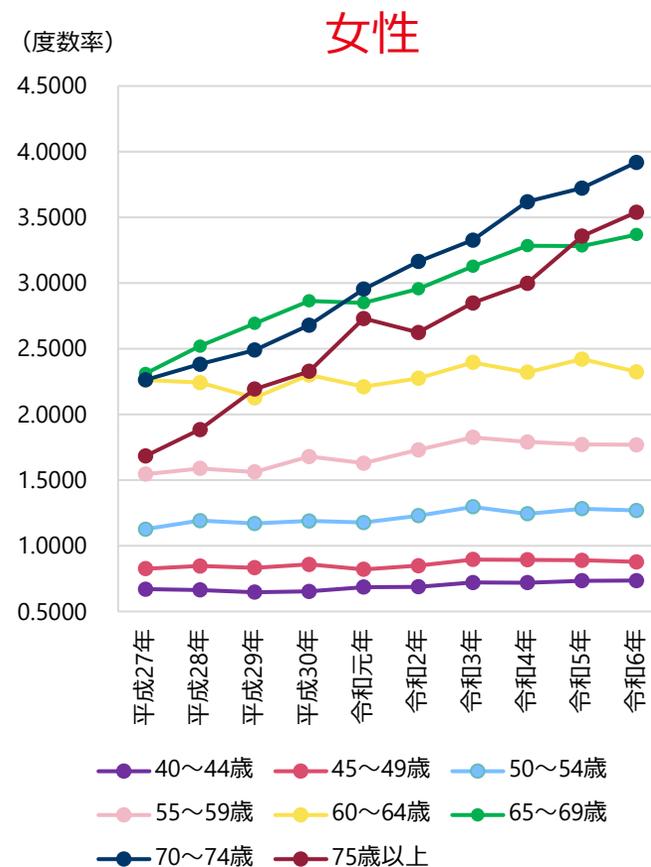
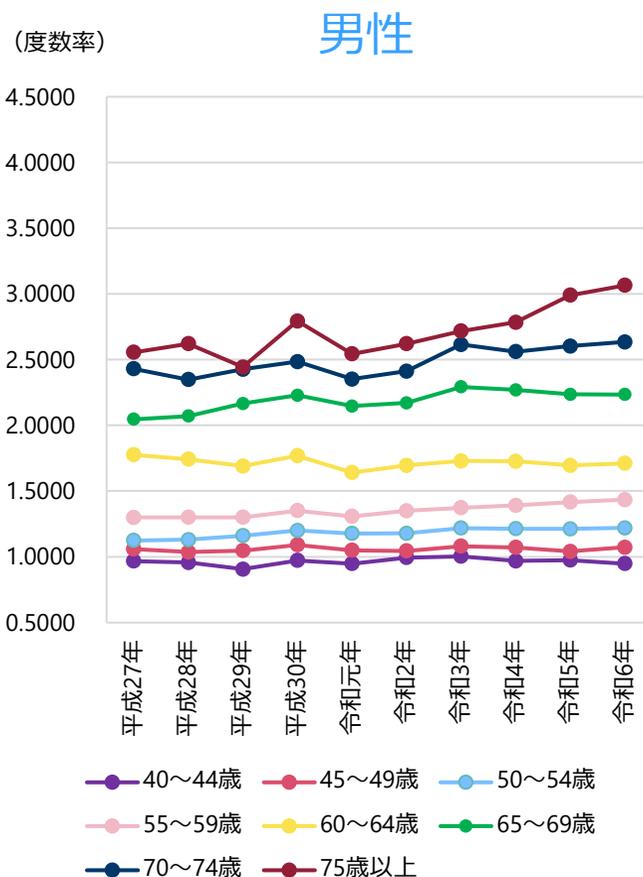
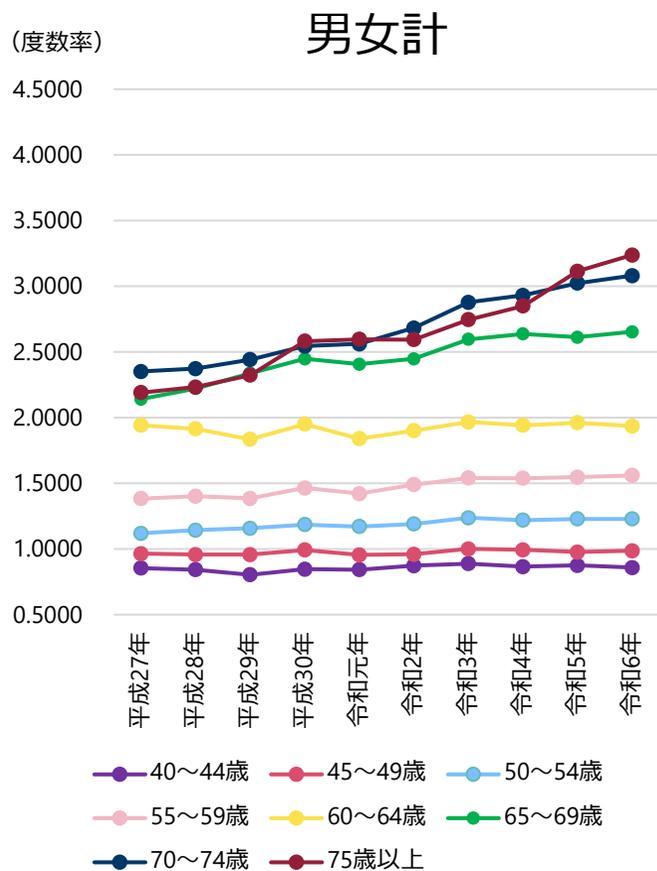
延べ労働時間数：労働力調査（年次・基本集計第Ⅱ-9表 平均週間就業時間及び第1-2表）から算出

死傷度数率：死傷者数÷延べ労働時間数×1,000,000

年齢調整（仮定）死傷度数率：基準年（平成27年）の年齢階級別（5歳階級）の延べ労働時間数割合に該当年の年齢階級別（5歳階級）の各年の死傷度数率を乗じた数の総和

# 死傷災害（休業4日以上）発生率（度数率）の年代別の推移

- 死傷災害発生率（度数率）は、65歳以下は横ばいであるが、特に女性の65歳以上において、死傷災害発生率（度数率）が増加傾向にある。



【データ出所】

死傷者数：平成27年から令和6年までの休業4日以上の死傷災害...労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患を除く）  
 延べ労働時間数：労働力調査（年次・基本集計第Ⅱ-9表 平均週間就業時間及び第1-2表）から算出  
 度数率：死傷者数÷延べ労働時間数×1,000,000

# 加齢による身体機能の低下による労働災害リスクの増加

高年齢者の**災害発生率の増加**には、**個人によりばらつき**はあるが、**業務に起因する労働災害リスク**に、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の**身体機能や身体の頑健さの低下による労働災害リスク**が**付加されていることが大きい**と考えられる。

<ケース①> 工場の作業場で水をまいて清掃していた  
↓  
**濡れた床**で足をすべらせ、**転倒**  
↓  
右手をつき、**骨折**（休業見込期間は**6か月**）



被災者情報	
性別	女性
年齢	60代
経験年数	9か月

《労働災害の発生要因》清掃中に床が濡れていた。身体機能の低下も一因と推察される。

<ケース②> 商品の陳列作業中に、店内の別の売場に商品を取りに行く  
↓  
床に足をとられ、**何もないところでつまづき**、**転倒**  
↓  
右ひざを床に強打し、**骨折**（休業見込期間は**2か月**）



被災者情報	
性別	女性
年齢	70代
経験年数	1年

《労働災害の発生要因》身体機能の低下。

<ケース③> 不点灯の蛍光管を交換するため、脚立を用いて作業していた  
↓  
ステップで足を踏み外し、**転落**  
↓  
右足を床面に強打し、**捻挫**（休業見込期間は**1か月**）



被災者情報	
性別	男性
年齢	60代
経験年数	3年

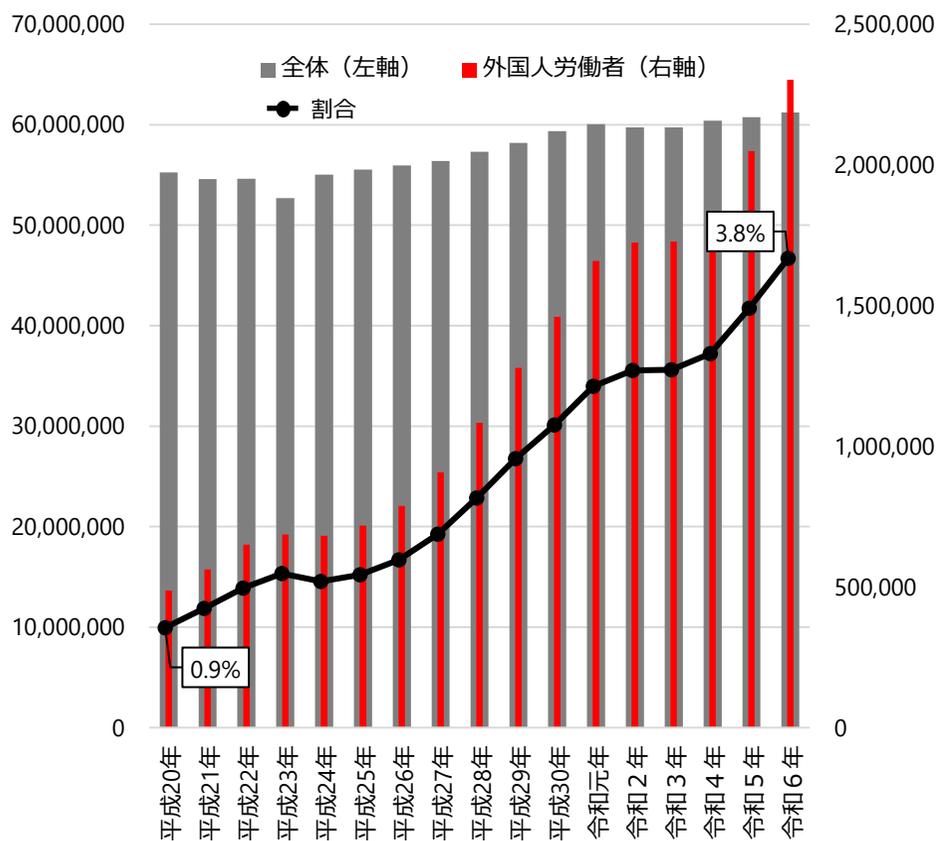
《労働災害の発生要因》

照度が不十分な環境であったことに加え、労働者の視力や筋力等の身体機能の低下も一因と推察される。

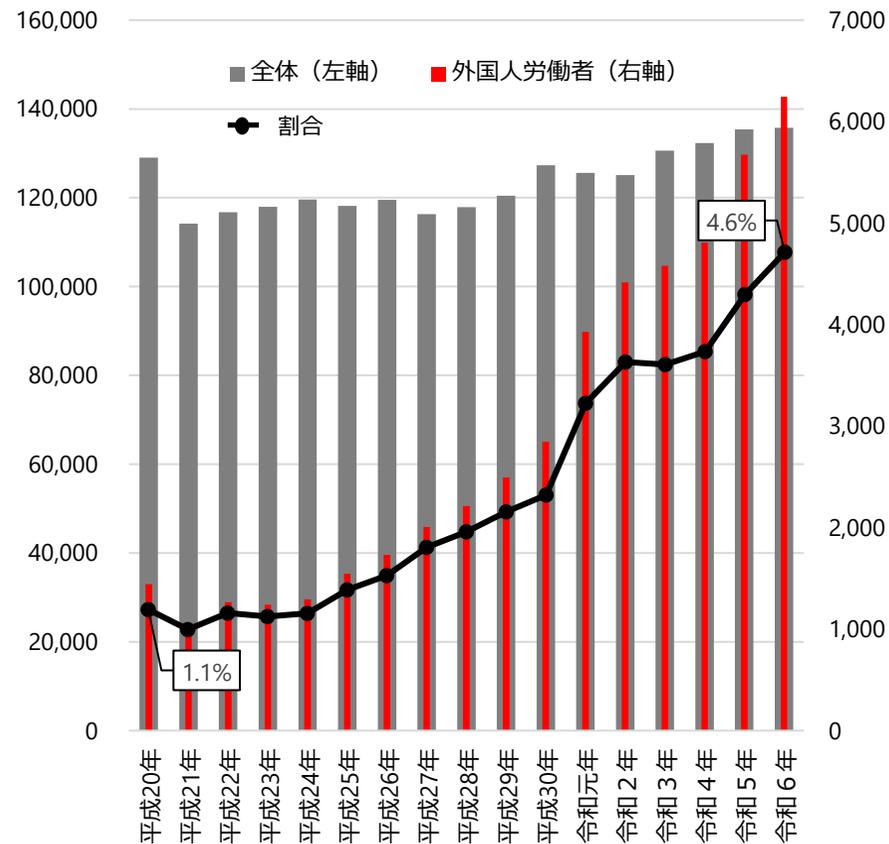
# 外国人労働者の雇用者数及び労働災害発生状況

外国人労働者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。

## 雇用者数



## 労働災害による死傷者数

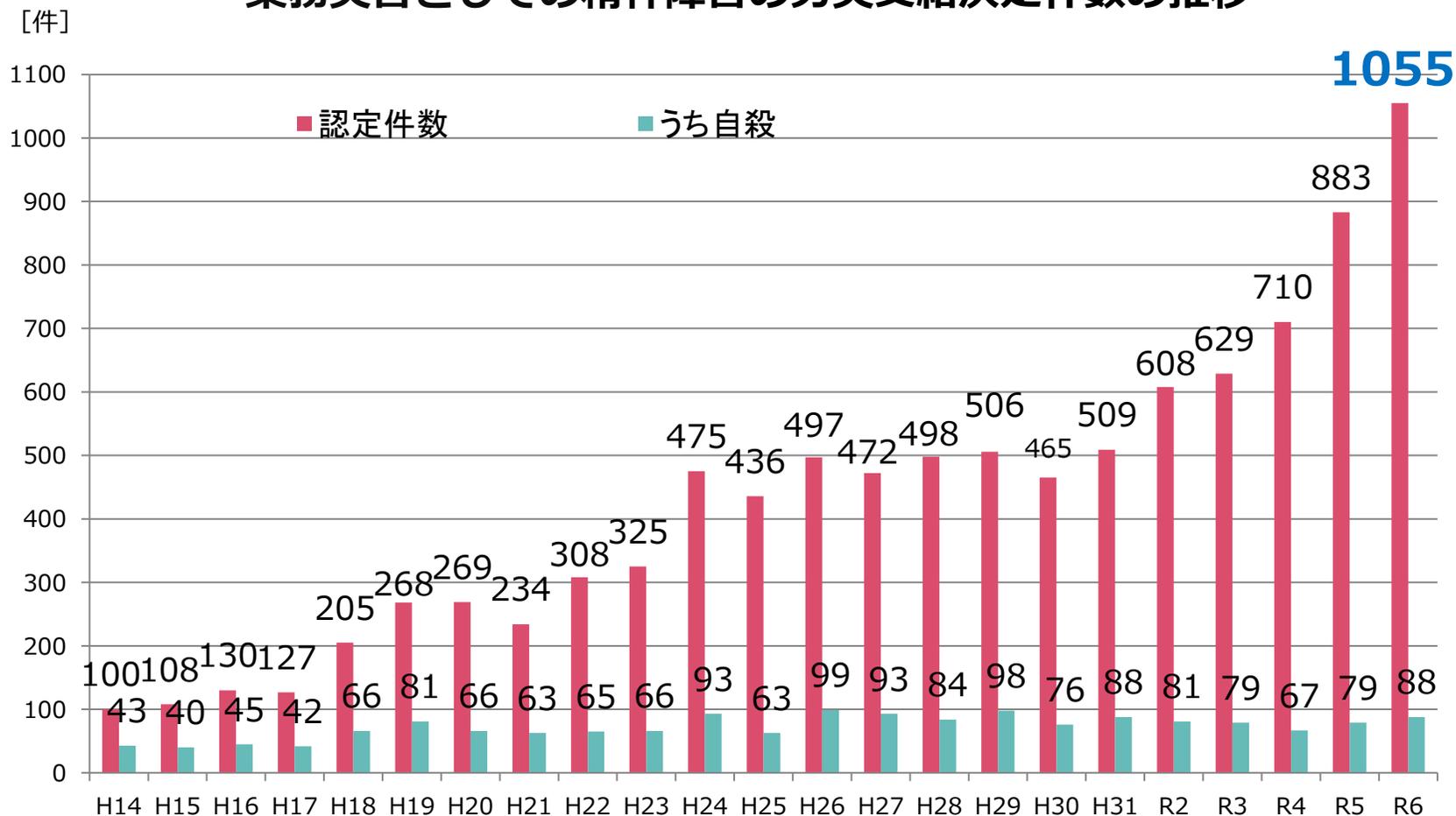


データ出所：労働力調査（基本集計第II-2-2表）  
「外国人雇用状況」の届出状況まとめ  
労働者死傷病報告

# 業務災害としての精神障害の労災認定の状況

○業務災害としての精神障害の労災支給決定件数は増加傾向にあり、令和6年度には1055件と過去最多

## 業務災害としての精神障害の労災支給決定件数の推移



出典：過労死等の労災補償状況

1. 労働災害発生状況の推移
2. 背景要因
3. 改正労働安全衛生法等の概要
4. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
5. 職場のメンタルヘルス対策の推進
6. 化学物質による健康障害防止対策の推進
7. 機械等による労働災害の防止の促進等
8. 高齢者の労働災害防止の推進
9. 治療と仕事の両立支援の推進
10. 熱中症対策について

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の概要

## 改正の概要

### ○労働安全衛生法等の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）

#### 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

#### 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

#### 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。  
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

#### 4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

#### 5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。

### ○労働施策総合推進法等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）

#### 6. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

# 施行スケジュール（予定）

改正項目	5月14日法律 公布・一部施行	2025年 (R7) 年度 4月	2026 (R8) 年度 4月	2027 (R9) 年度 4月	2028 (R10) 年度	...	2030 (R12) 年度 4月
<b>1. 個人事業者等 に対する安全衛生 対策の推進</b>	注文者等が 講ずべき措置		令和8年 4月施行				
	個人事業者等自身が 講ずべき措置			令和9年4月施行			
	業務上災害の 報告制度			令和9年1月施行			
	業種を問わない混在 作業での措置			令和9年4月施行			
<b>2. 職場のメンタ ルヘルス対策の推 進</b>	ストレスチェックの 実施事業場拡大	→				公布の日から3年を超えない範 囲において政令で定める日施行	
<b>3. 化学物質によ る健康障害防止対 策等の推進</b>	SDS強化	→					公布の日か ら5年を超 えない範囲 において政 令で定める 日施行
	代替化学名通知		令和8年 4月施行				
	個人ばく露測定			令和8年 10月施行			
<b>4. 機械等による 労働災害の防止の 促進等</b>	設計審査及び製造時 等検査の一部の民間 移管		令和8年 4月施行				
	登録機関・検査業者 の不正対処・欠格要 件強化			令和8年 1月施行			
<b>5. 高齢者の労働 災害防止の推進</b>	高齢者の 労働災害防止対策		令和8年 4月施行				
<b>6. 治療と仕事の 両立支援の推進</b>	職場における治療と 仕事の両立支援	6月11日 法律公布					

1. 労働災害発生状況の推移
2. 背景要因
3. 改正労働安全衛生法等の概要
4. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
5. 職場のメンタルヘルス対策の推進
6. 化学物質による健康障害防止対策の推進
7. 機械等による労働災害の防止の促進等
8. 高齢者の労働災害防止の推進
9. 治療と仕事の両立支援の推進
10. 熱中症対策について

# 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

## 背景

- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月）において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。このことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正した。（令和5年4月施行）
  - ⇒ 安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等自身による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等については、別途検討することとされた。

## 改正内容

- 個人事業者等（注）の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象
  - ①注文者（建設業におけるゼネコン等）が講じるべき措置の義務付け（次ページ）
    - ・ 建設業、造船業、製造業の注文者には、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する 等
  - ②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け
    - ・ 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
    - ・ 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
    - ・ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講 等
  - ③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備  
（注）個人事業者に作業を請け負わせる「事業者」に対する保護措置の義務づけは省令改正により対応済み。
- また、業種を問わず、労働者や個人事業者が混在する作業場所を管理する者（※1）に対して、自らと請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付けることで、日本が未批准のILO基本条約である第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）（※2）の批准につながる。
  - （※1）例えば、卸売業の事業者が、倉庫で作業する店員と、フォークリフトで商品の搬出をする運送業者が混在することによる事故を防止するため、連絡調整を行う。
  - （※2）条約第17条に規定されている「二以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合の協力義務」が批准に当たったの課題となっている。

# 注文者等による対策

## 1 注文者の責務の範囲の明確化（R7.5施行）

- **注文者の責務が、建設工事以外にも広く適用されることを明確化**するため、労働安全衛生法第3条第3項（**注文者が講ずべき措置**）の改正（適用範囲、配慮の内容等）
- **安全で衛生的な作業の遂行を行うおそれがある条件**を附さないように配慮すべき事項について、従来の**施工方法**に加え、**作業方法、工期、納期等**を追加。
- 指針等により、
  - 安全衛生経費の必要性等に関する意識啓発の実施
  - 具体的な作業内容や作業条件等を契約時に明確化することを関係者へ周知等

## 2 注文者等が行う措置の対象に「個人事業者等」を追加（R8.4施行）

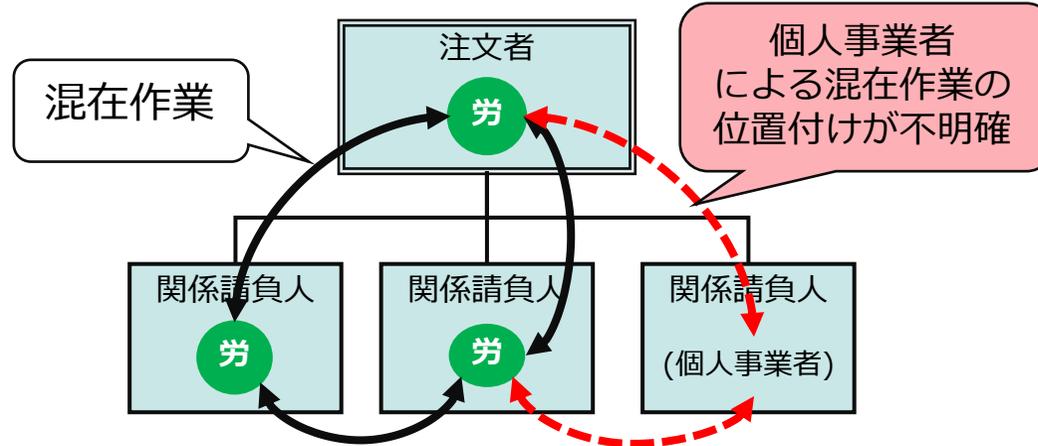
- **建設業等の元方事業者が実施する統括管理の対象（※）、機械等貸与者等の講ずべき措置の対象及び建築物等貸与者の講ずべき措置の対象に「個人事業者等」を追加**

※ 「**個人事業者等**」は関係請負人として、元方事業者が講じる措置に応じて必要な措置を講じること等が義務付けられる。

- **機械等貸与者の措置の対象機械**について、「**移動式クレーン**」等に限定されている対象機械等に、他の危険性が高い機械（**フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー**）を追加
- **建築物等貸与者の対象建築物**について、「**事務所**」、「**工場**」に限定事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とし、当該建築物に関して講ずべき措置（**共有部分の墜落危険箇所の防護、安全な通路の保持**）を追加

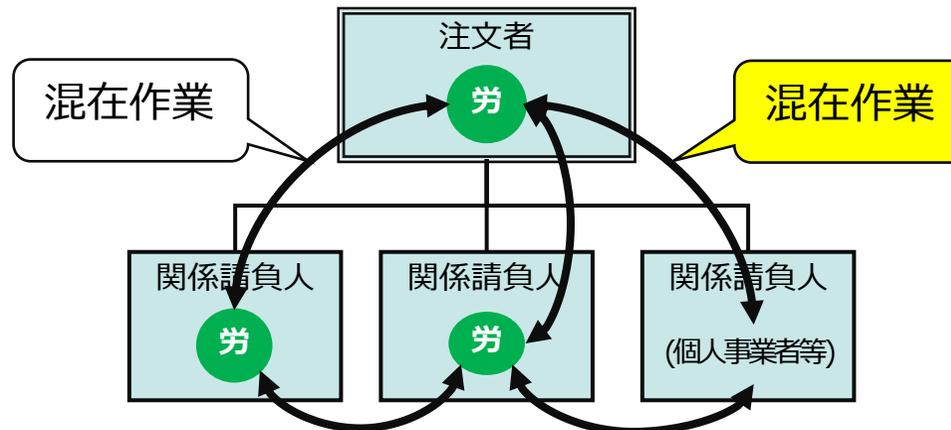
# (参考) 注文者等が講じるべき措置 (作業間の連絡調整) のイメージ

«現行»



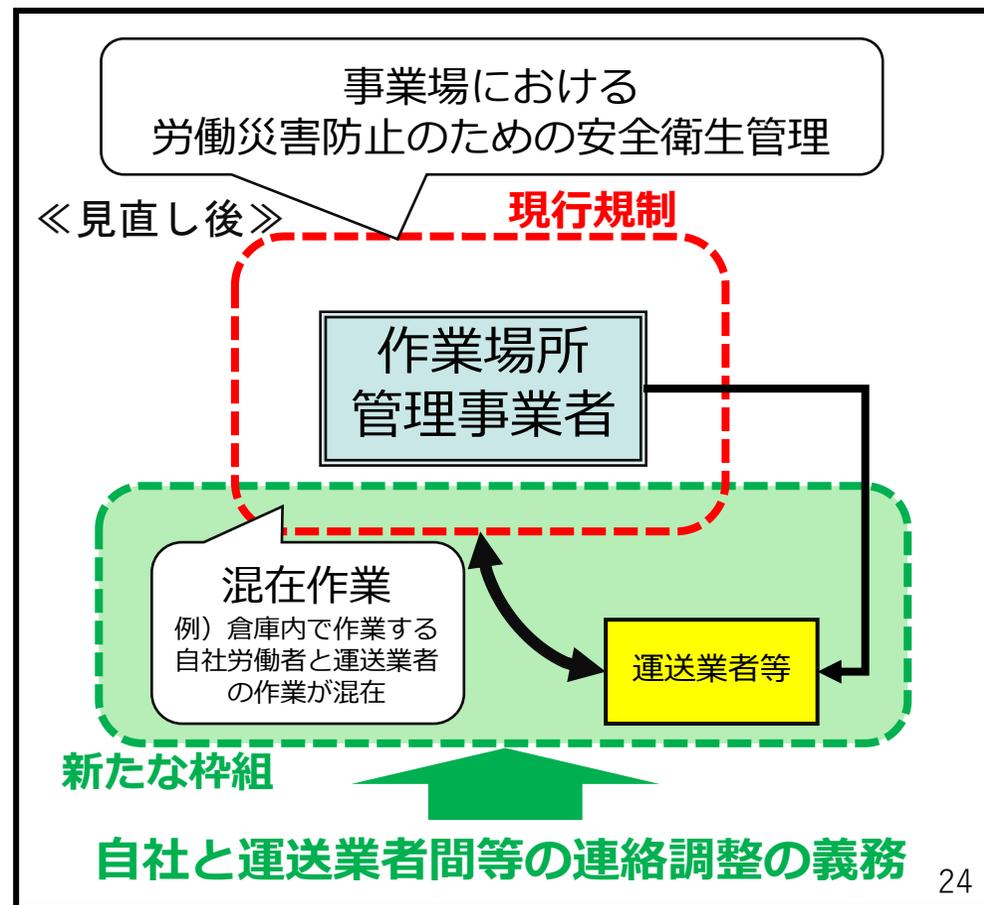
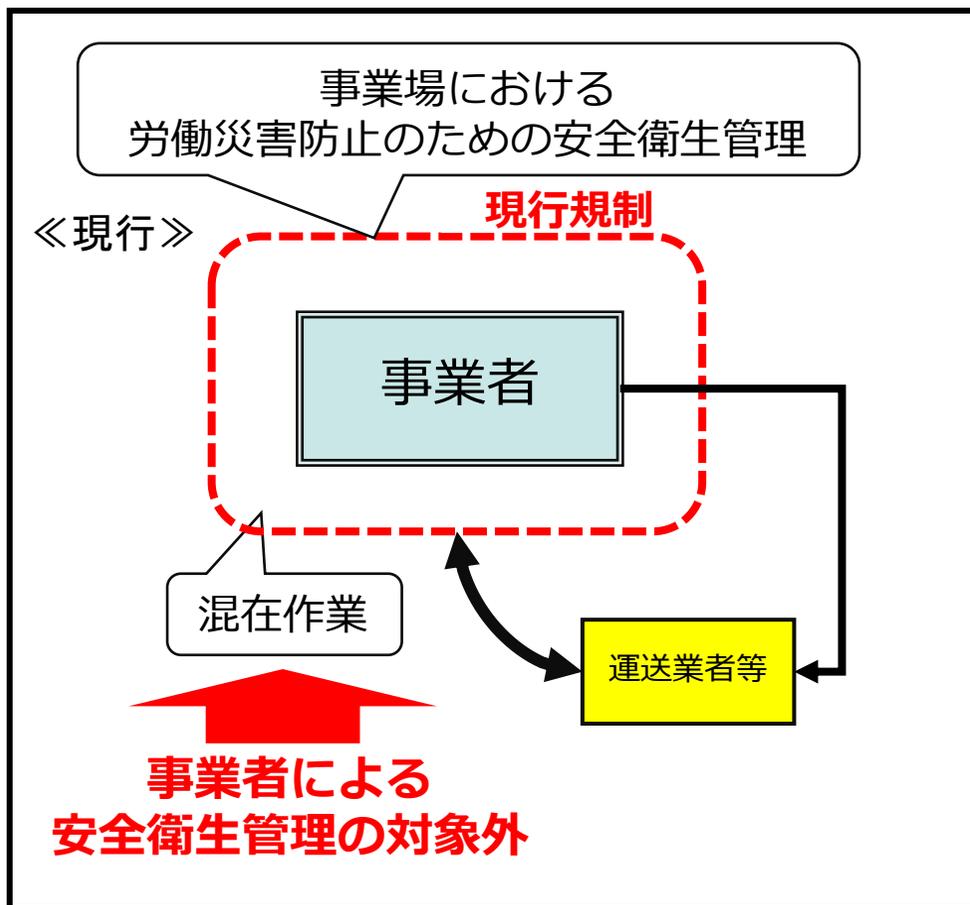
個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

«見直し後»



## 3 建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整（R9.4施行）

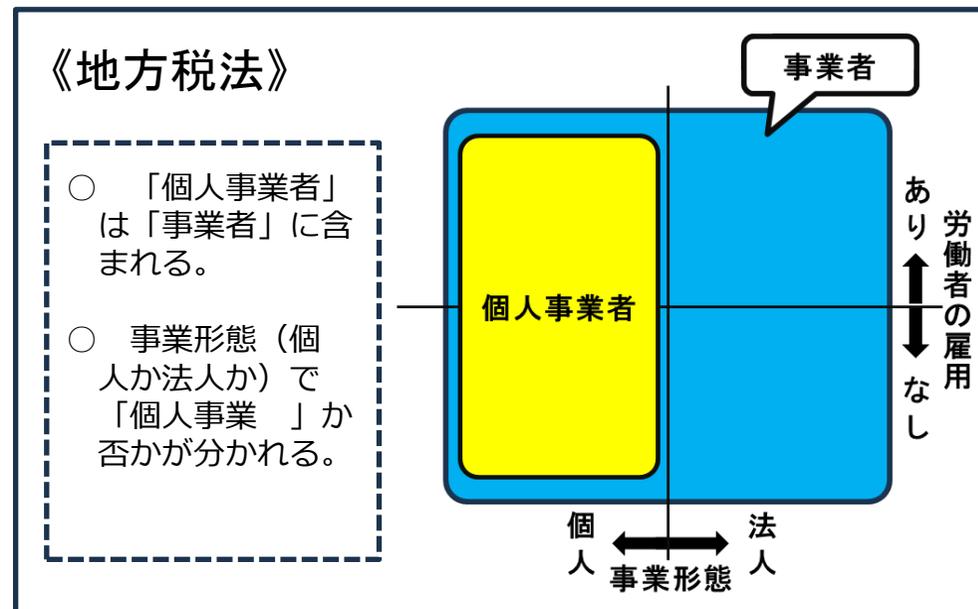
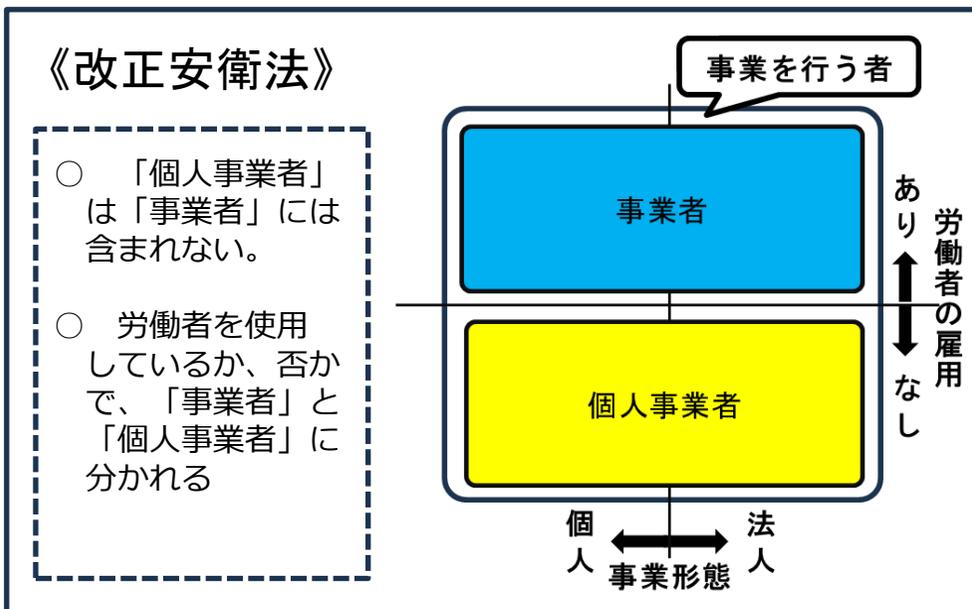
- 3業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠に関わらず、「一の場所」で行われる混在作業（荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等）に着目し、混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みを新たに創設



# 個人事業者の定義など

今回の改正で新たに保護・規定の対象に加える「個人事業者」は、個人であるか、法人であるかや、仕事の請負の有無は問わず、「事業を行う者で労働者を使用しないもの」が該当するため、他法令の定義とは異なる点に留意。

また、「個人事業者等」として、中小事業の事業主や役員も含めて保護等を図る。



## 法令上の定義

### 《改正労働安全衛生法》

- 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するもの（第2条第3号）
- 個人事業者 事業を行う者で、労働者を使用しないもの（第31条の3）

### 《地方税法》

- 事業者 個人事業者及び法人（第72条の77）
- 個人事業者 事業を行う個人（第72条の77）

## 1 機械等の安全の確保（R9.4施行）

- ・ **機械等の安全確保の観点から、事業者と同様に、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等に対しても同様に次の措置を義務化**
  - ① **構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止**
  - ② **車両系建設機械や移動式クレーン等を対象とする定期自主検査等の実施**

## 2 危険有害業務に関する安全衛生教育（R9.4施行）

- ・ **事業者と同様に、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等が危険有害な業務を実施する際には特別教育を受講することを義務化**
  - ※ 労働者の場合に努力義務とされている現に危険有害業務に就いている者に対する教育も同様

# 災害報告制度等①（R9.1施行）

## ○ 個人事業者等の業務上の災害の把握等

### 1 報告対象・報告時期

休業4日以上**の死傷災害**（脳心・精神事案は別途措置。）について、労働基準監督署に遅滞なく報告

### 2 報告主体

- ・ **個人事業者等が死亡した場合等は、「特定注文者」等（※）が労働基準監督署に報告**  
※ 「特定注文者」とは、「個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの」をいう。「特定注文者」が存在しない場合には、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「災害発生場所管理事業者」という。）が労働基準監督署に報告。
- ・ **個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合は、「個人事業者等」が「特定注文者」等に報告し、報告を受けた「特定注文者」等が監督署に報告**
- ・ **個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合は、上記にかかわらず所属企業が監督署に報告**  
※ 個人事業者等本人や個人事業者等が加入している業種・職種別団体から監督署への情報提供も可能

### 3 報告事項

- ・ 発生場所、災害発生日時、被災者に関する情報（氏名、年齢、性別、業種等）、報告者に関する情報、被災程度、災害の概要・原因など

### 4 その他

- ・ 個人事業者等が「特定注文者」等に報告したことを理由とする**特定注文者等による不利益取扱いの禁止**
- ・ 脳・心臓疾患及び精神障害に関しては、災害報告とは別に、個人事業者等自身が労働基準監督署に報告できる（報告事項には、上記3に加え、「発症と関連のある情報」も含む。）

# (参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

報告義務  
(罰則なし)



被災程度	考え方	個人事業者等 (被災者)	特定注文者	災害発生場所 管理事業者	
休業4日以上 の死傷災害	特定注文者が把握した場合に報告	○	○		労働基準監督署
	特定注文者が存在しない場合は、災害発生場所管理事業者が把握した場合に報告	○		○	
	特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、報告義務対象外 ※ 個人事業者等が加入している関係団体等による情報提供は可能	○			
災害発生 の事実を伝達 することが 可能な場合	個人事業者等が特定注文者に報告、その内容を踏まえて、特定注文者が監督署に報告	○	○		
	特定注文者が存在しない場合は、個人事業者等が災害発生場所管理事業者に報告、その内容を踏まえて、災害発生場所管理事業者が監督署に報告	○		○	
	特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、個人事業者等自らが監督署に情報提供	○			
休業4日未満 等報告義務対 象外の災害	休業4日未満等報告義務対象外の災害は、個人事業者や個人事業者が加入している団体等が情報提供可能	○			

※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。  
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

## ○ 個人事業者等による労働基準監督署への申告

### 1 労働基準監督署等への申告

- 個人事業者等が就業する場所や請け負った作業に関し、労働安全衛生関係法令に違反する事実がある場合については、労働者の場合と同様（※）、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に対して申告して是正のため必要な措置をとるよう求める制度を創設

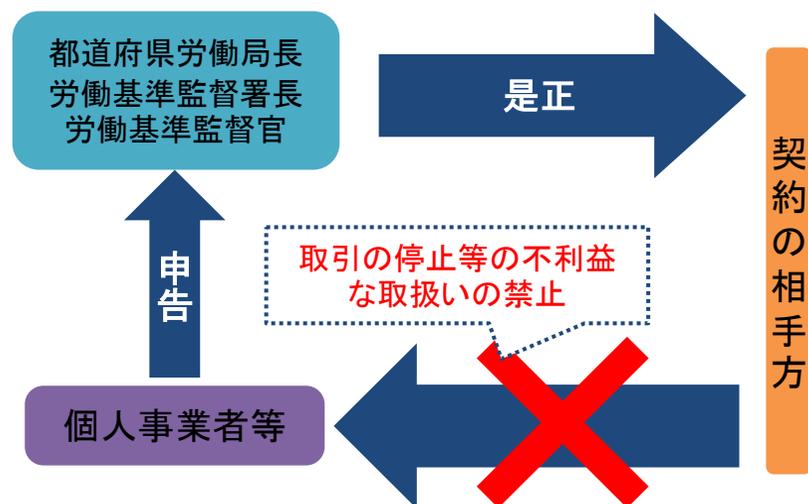
（※）労働安全衛生関係法令上の個人事業者等に対する保護・規制の範囲は、労働者の場合とは異なるため、申告対象の範囲も異なる

### 2 申告を理由とした不利益取扱いの禁止

- 個人事業者等の契約相手方は、個人事業者等が申告をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止

### 申告の権利の確保と不利益取扱いの禁止

- 作業従事者は事業場に労働安全衛生法等の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して、是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。（安衛法第97条第1項関係）
- 注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。（安衛法第97条第3項関係）



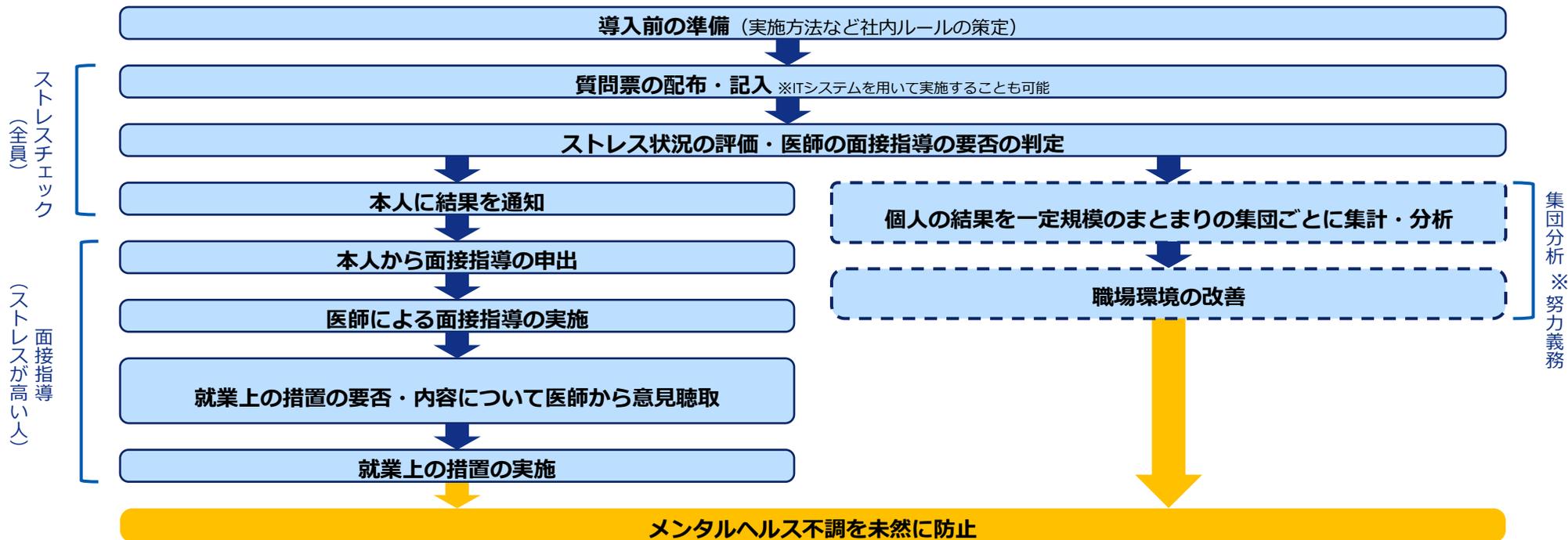
1. 労働災害発生状況の推移
2. 背景要因
3. 改正労働安全衛生法等の概要
4. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
5. 職場のメンタルヘルス対策の推進
6. 化学物質による健康障害防止対策の推進
7. 機械等による労働災害の防止の促進等
8. 高齢者の労働災害防止の推進
9. 治療と仕事の両立支援の推進
10. 熱中症対策について

# 職場のメンタルヘルス対策の推進

## 背景

- 事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されたが、50人未満の事業場では努力義務にとどまっていた。

### (ストレスチェック制度の流れ)



## 改正内容

- ストレスチェックは労働者50人以上の事業場に義務付けられていた（50人未満は努力義務）ところ、今年5月に公布された改正労働安全衛生法により、これを全ての事業場に義務化する。

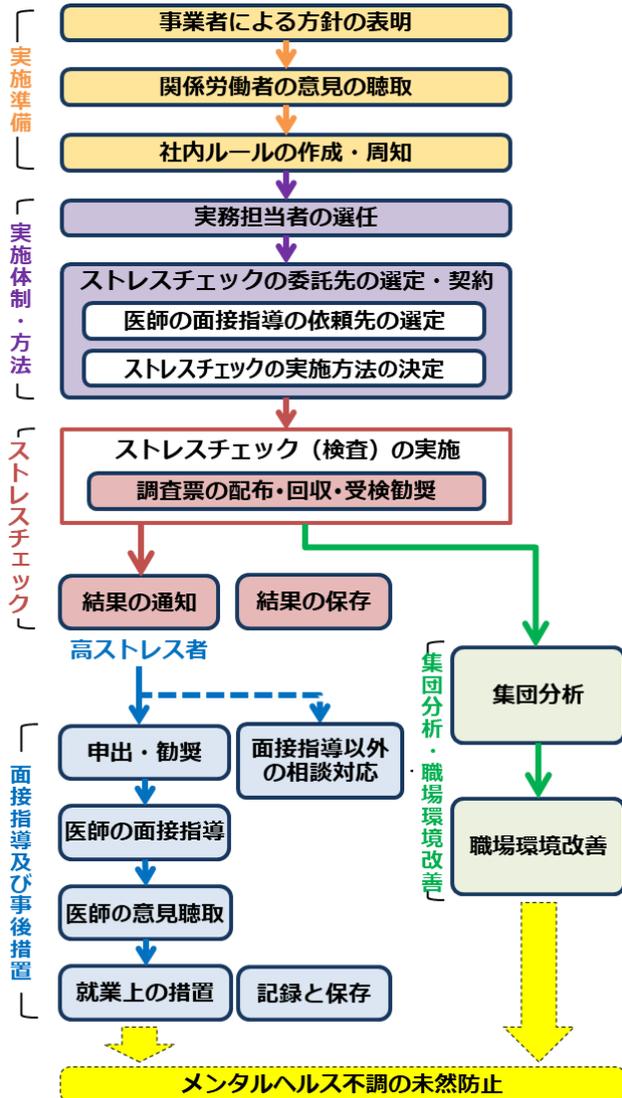
※ 小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、

- ・ 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
- ・ 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」（地さんぽ）の体制拡充 等の支援策を講じていく。

また、50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）。

# 小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル（概要）

労働者数50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法について解説



## 【マニュアルの主なポイント】

### 実施準備

- ・ 事業者による方針、社内ルール（規程）のモデル例
- ・ 関係労働者の意見を聴く方法

### 実施体制・方法

- ・ プライバシー保護の観点から、ストレスチェックの実施を外部機関に委託することを推奨
- ・ 安全衛生推進者等の有無、10人未満等の特に小規模な事業場に即した実施体制
- ・ 外部委託する場合であっても、事業者としての主体的な取組のための実施内容
- ・ 委託先の適切な選定：外部機関が作成する「サービス内容事前説明書」※により確認する仕組み

※ストレスチェックの実施方法、料金体系、オプションサービス（面接指導、相談窓口等）、個人情報の管理等、選定のチェックポイントについて外部機関から説明させるもの

### ストレスチェック

- ・ 委託先の外部機関による調査票の配布・回収
- ・ ストレスチェック結果の通知（プライバシーに配慮した通知方法）、セルフケア

### 医師の面接指導及び事後措置

- ・ 外部機関や地域産業保健センターによる医師の面接指導の実施
- ・ 労働者が安心して申出できるための環境整備（委託先の外部機関を経由した申出方法等）
- ・ 労働者への面接指導以外の相談窓口の案内
- ・ 適切な事後措置の実施

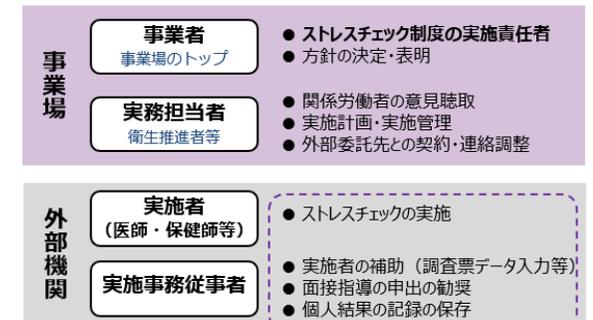
### 集団分析・職場環境改善

- ・ 個人が特定されない方法による集団分析の実施
- ・ 職場環境改善の取組例

### 留意事項

- ・ 労働者のプライバシー保護
- ・ 不利益取扱の禁止
- ・ 外部委託ではなく自社で実施する場合の留意点

## 外部委託する場合の実施体制（イメージ）



健康情報を取り扱うため秘密義務あり



## 労働者健康安全機構

- 産保センター及び地産保の支援・指導
- 団体経由産業保健活動推進助成金 など



## 産業保健総合支援センター（産保センター）

- **事業場の産業保健関係者（産業医、保健師、看護師、衛生管理者等）や事業者等**を対象に、専門的な研修、相談対応等、メンタルヘルス対策をはじめとした産業保健活動を支援。

産業保健関係者の  
専門的研修

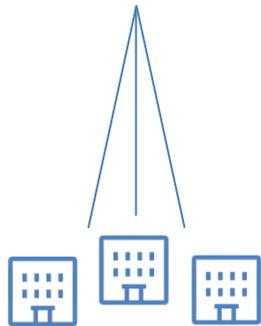
産業保健関係者の  
専門的相談対応

事業場への  
個別訪問支援

事業者・労働者の  
啓発セミナー

など

47都道府県に設置



## 地域産業保健センター（地産保）

- **労働者数50人未満の小規模事業場**の事業者や労働者を対象として、**登録産業医等**による産業保健サービスを**無料**で提供。

健康診断結果についての  
医師からの意見聴取

高ストレス者、長時間労働者  
に対する医師の面接指導

保健指導等

個別訪問による  
産業保健指導

など

全国350か所（概ね  
監督署単位）に設置  
※都市区医師会と連  
携して運営

# 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害等に関する相談窓口を設置。  
【アクセス件数実績（令和6年度）：約679万件】

## 職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供

### 事業者向け

事業場の取組事例

厚生労働省版ストレスチェック無料実施プログラム

職場環境改善ツール

等

### 働く人向け

職場のストレスセルフチェック

セルフケア（eラーニング）

専門の相談機関・医療機関の情報

等

## メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害等に関する相談窓口（電話・SNS・メール）

働く人やその家族等からのメンタルヘルス不調やストレスチェック後のセルフケア、過重労働による健康障害等に関する相談窓口（電話・SNS・メール）を設置。

### こころの耳電話相談

専用ダイヤル：0120-565-455

- 受付日時：月～金／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00 ※祝日、年末年始除く
- 相談実績（令和6年度）：27,357件

### こころの耳SNS相談

- 受付日時：月～金／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00 ※祝日、年末年始除く
- 相談実績（令和6年度）：7,737件

### こころの耳メール相談

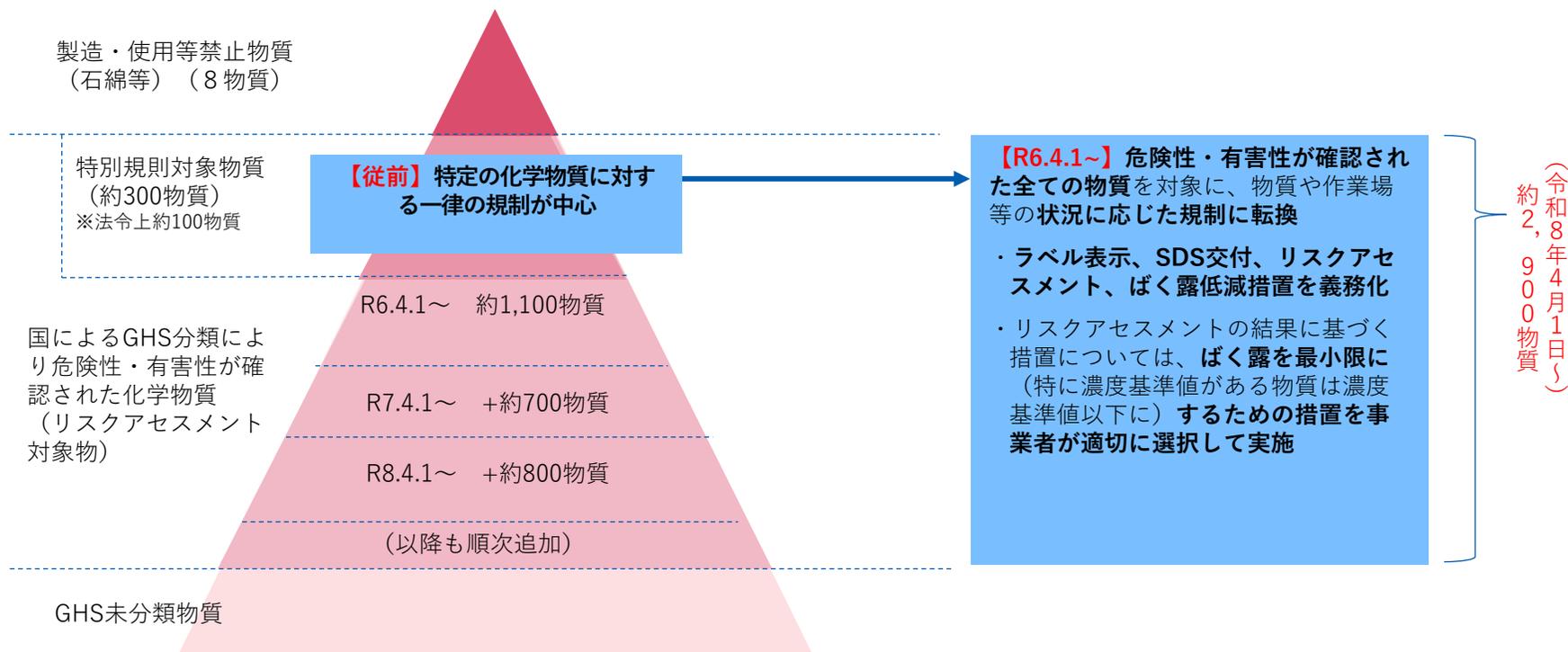
- 相談実績（令和6年度）：4,134件

1. 労働災害発生状況の推移
2. 背景要因
3. 改正労働安全衛生法等の概要
4. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
5. 職場のメンタルヘルス対策の推進
6. 化学物質による健康障害防止対策の推進
7. 機械等による労働災害の防止の促進等
8. 高齢者の労働災害防止の推進
9. 治療と仕事の両立支援の推進
10. 熱中症対策について

# 化学物質による健康障害防止対策等の推進

## 背景

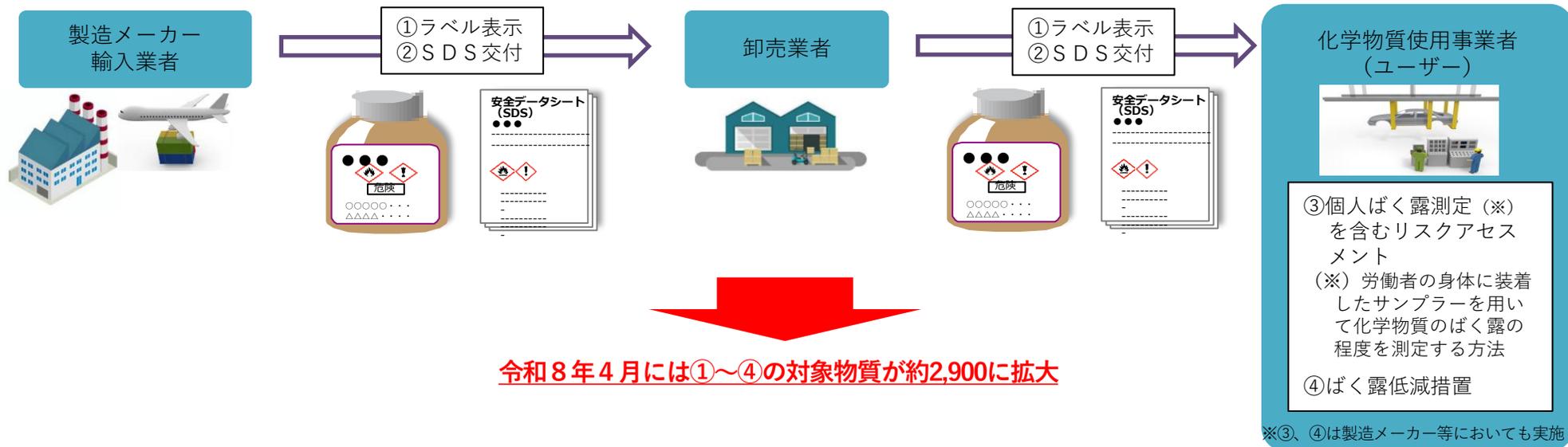
- 化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われたところ。（令和4年から政省令改正・順次施行）
- これにより、化学物質の譲渡・提供者による「危険・有害性情報の表示（ラベル）及び通知（SDS（※）の交付等）」や事業者による「リスクアセスメントの実施」が必要となる化学物質が、令和8年4月には、危険性又は有害性がある全ての化学物質（国際的な基準に従い分類した約2,900物質）に拡大されることが予定されている。  
（※）安全データシート（Safety Data Sheet）の略語。化学物質を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を、譲渡または提供する相手方に通知する文書のこと。



(注) GHS：2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」。日本では「日本産業規格 Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を特定している。

## 危険・有害性情報の通知制度

- 労働安全衛生法に基づき、
  - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
    - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
    - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
  - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



## 改正内容

- 化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、次の見直しを行う。
  - ・ 通知義務違反に対する罰則の新設
  - ・ 通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化
- SDSについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。なお、この場合においても、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は直ちに開示することとする。
- 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならないこととする。

## 補助対象及び補助額概要

既存のシステムを次の①、②の基準に適合するように改修、買換等に要する経費及び、

①、②の基準に適合するシステムの新たな導入に要する経費

①以下のいずれかの読み込み機能を有し、判読可能なSDSとして復元する機能を有すること。

- ・ 電子化されたSDSデータ(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表)に対応しているものに限る。)を読み込む機能
- ・ 紙又はPDFのSDSを読み込む機能

②SDSデータを電子化(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表)に対応しているものに限る。)して出力する機能を有すること。(①で読み込んだデータを含む。)

また、出力に際して労働安全衛生法に準拠していない場合に記入を促す機能等を有していること。

※同一申請者当たりの年度内交付上限：補助対象経費の1/2、ただし上限100万円(千円未満切捨て)

また、リース契約及びライセンス契約、保守契約等の場合の補助対象となる経費は、事業実施期間中に支払われるものとし、この場合、複数年分を事業実施期間中に支払った場合には、補助実施年度を含め3年分(36か月分)が補助対象となります。

本補助金は、令和8年度政府予算案にも、同規模で計上しています。

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要（営業秘密関係）①

## 1. 趣旨

○ リスクアセスメント対象物の増加に伴い、通知制度の対象となる成分の情報が企業の営業秘密に該当するケースが想定されるため、安衛法において、リスクアセスメントの実施に支障がないことを前提に、営業秘密を保持できるようにする旨規定され<sup>①</sup>ことに伴う改正を行うもの。

(1) 労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質である成分の情報が営業秘密に該当する場合には、代替化学名又は厚生労働省令で定める事項を通知することをもって、法令上の通知に代えることができることとされたこと。<sup>②</sup> →厚生労働省令（要点①（対象物質）、②（通知事項））

(2) 代替化学名等の通知を行った者は、<sup>③</sup>厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならないとされたこと。<sup>④</sup> →厚生労働省令（要点③（記録方法）、④（記録事項））

(3) 医師による診断、治療その他の<sup>⑤</sup>厚生労働省令で定める行為のために必要があるときは、医師の求めに応じて、厚生労働省令で定めるところにより、当該成分の情報を当該医師に開示しなければならないとされたこと。<sup>⑥</sup> →厚生労働省令（要点⑤（開示を要する医師の行為）、⑥（開示方法））

(4) 厚生労働大臣は、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとするとしてされたこと。

(5) 上記に定めるほか、通知に関し必要な事項は、<sup>⑦</sup>厚生労働省令で定めるとされたこと。<sup>⑦</sup> →指針  
→厚生労働省令（要点⑦（緊急連絡先））

○ その他所要の改正を行う。

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要（営業秘密関係）②

## 2. 概要

- 要点①：**  
(対象物質) 代替化学名等による通知を認める化学物質について、リスクアセスメントの実施に支障がないものとして厚生労働大臣が定めるものとする。
- 要点②：**  
(通知事項) 要素の置換又は削除を行っても、それらに該当する通知対象物の種類が非常に少ない等の理由により、代替化学名の通知では成分の情報が特定されるおそれが高い場合に限り、人体に及ぼす作用を通知することをもって成分の情報の通知に代えることができることとする。
- 要点③：**  
(記録方法) 代替化学名等の通知を行った者（代替化学名等通知者）は、当該通知に係る通知対象物の成分等の記録を5年間保存することと定める。また、保存期間中に事業を廃止しようとするときは、当該記録を所轄労働基準監督署に提出することとする。
- 要点④：**  
(記録事項) 代替化学名等の通知を行った者（代替化学名等通知者）が記録すべき事項（①成分、②代替化学名等、③製品の名称、④製品に含有されている全成分の名称及び含有量）を定める。
- 要点⑤：**  
(開示を要する医師の行為) 医師の求めに応じて成分の情報を開示しなければならない医師の行為は、医師による診断、治療のほか、産業医及びその他の医師による労働者の健康管理と定める。
- 要点⑥：**  
(開示方法) 医師による診断、治療の行為のため開示を求められた場合には、成分の情報を直ちに開示しなければならない旨定める。また、産業医等から労働者の健康管理のために必要な成分の情報の開示を求められた場合には、秘密保持を条件に速やかに開示しなければならない旨定める。
- 要点⑦：**  
(緊急連絡先) 通知事項として代替化学名等の通知を行う者の緊急連絡先等を定める。
- ※ その他所要の改正を行う。

## 3. 公布日等

- (1) 公布日等：令和8年1月20日
- (2) 施行日等：令和8年4月1日

# 労働安全衛生規則第34条の2の6の2の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの（告示）案の概要（営業秘密関係）

## 1. 趣旨

- 本告示は、省令改正の要点①に基づき、リスクアセスメントの実施に支障がないものとして厚生労働大臣が定めるものを規定するもの。

## 2. 概要

- 通知対象物のうち、下記の①～③のいずれにも該当するものを、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度が高くない物として定める。

### 有害性に関する基準

#### ① 法令の規制による基準として、次のいずれにも該当しないもの

- 特定化学物質障害予防規則等の特別規則の適用対象物質
- 濃度基準値が設定される物質
- 皮膚等障害化学物質等

#### ② 有害性区分による基準（国及び事業者による危険性・有害性の分類※の結果）の次のいずれにも該当しないもの ※令和7年3月31日までの分類

- 重篤な健康障害を生ずる有害性クラス  
（生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性）  有害性が区分されているもの  
（当該物質の含有量が混合物の有害性区分に影響を与える濃度（濃度限界）未満であることにより混合物としての有害性区分に該当しないものを除く。）

毎年更新を予定

- 特定の有害性クラス  
（呼吸器感作性、皮膚感作性、誤えん有害性、皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性（反復ばく露））  区分1に該当するもの

- 急性毒性  区分1～3に該当するもの

### 濃度に関する基準

#### ③ 混合物中の化学物質の濃度による基準として、次に該当するもの（濃度限界が定められている有害性クラスに該当するものに限る）

- 化学物質の成分の含有量  濃度限界未満であるもの

## 3. 告示日等

告示日：令和8年2月20日

適用期日：令和8年4月1日

# 通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針案の概要

## 1. 趣旨

安衛法第57条の2第8項の規定に基づき、通知対象物に係る代替化学名等の設定及び通知等の適切かつ有効な実施を図るために、適用範囲や記載方法の詳細等の必要な基本的事項について規定するもの  
※通知対象物譲渡者等に対して指導を行う事由となるもの。

## 2. 概要

### ○ 基本的な考え方

通知対象物譲渡者等がSDSを交付等するに当たり、GHSにおいても、企業の営業秘密情報の保持を保證すべきとされつつも、それによって作業員や消費者の健康と安全、又は環境保護を危うくすべきではない、とされていることから、リスクアセスメントに影響がない範囲内で、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合にのみ、当該成分の情報について代替化学名等の通知を認める。

### ○ 適用範囲

リスクアセスメントの実施に支障がない範囲内（労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれの程度が高くない物）で厚生労働大臣が定めるものの成分の情報が、営業秘密（秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であって公然と知られていないもの）に該当する場合。

### ○ 記載方法等 次ページ参照

代替化学名は、化学名を構成する要素を1つないし2つ一般名へ置換又は削除することにより設定する。  
なお、対象物の種類が少ない等の理由により、代替化学名によっても成分情報が特定される場合に限り、代替化学名に代わり、「人体に及ぼす作用」を通知することが認められる。

### ○ その他の留意事項

- SDS上では、化学物質の成分の情報ごとに「営業秘密」である旨明示すること。
- 医師から情報開示を求められること等を想定し、SDSには緊急連絡先を記載すること。
- 代替化学名等の情報に関しては、5年間記録を保存すること 等

## 3. 公示日等

公示日：令和8年2月20日 適用期日：令和8年4月1日

# 具体的な記載方法（通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針案）

## 代替化学名等による通知を行う場合の記載方法等

### （１）代替化学名の記載方法

代替化学名は、（２）の４要素のいずれか１つを一般名へ置換又は削除することにより設定する。ただし、構造が単純である等の理由により、１要素のみの置換又は削除では化学物質の成分の情報が特定されるおそれがある場合には、２要素までの置換又は削除を認める。

### （２）化学名を構成する４要素

- ① 母体化合物の構造
- ② 対イオンの構造及び数
- ③ 立体異性体の情報
- ④ 母体化合物又は他の置換基に結合する置換基の構造、数及び位置

### （３）代替化学名により化学物質の成分の情報が特定されるおそれがある場合の取り扱い

（１）及び（２）の方法が原則であるが、２要素の置換又は削除を行っても、それらに該当する通知対象物の種類が非常に少ない等の理由により、化学物質の成分の情報が特定されるおそれがある場合に限り、当該成分について、「人体に及ぼす作用」を通知することで、法第57条の２第１項及び第２項の規定による通知に代えることができる。

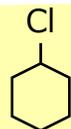
### （４）留意事項

- ① 代替化学名の設定に当たり、有害性との関連性が理解できるよう配慮することが望ましいこと。
- ② 代替化学名の使用により危険有害性が労働者に正しく伝達されないおそれがある場合には、代替化学名の使用を避け、可能な範囲で正確な化学物質の成分の情報を通知するよう努めること。
- ③ 代替化学名等の設定は、労働者の安全衛生の確保と、営業の秘密の保護を両立させる観点から運用すること。

### 代替化学名のイメージ

正式名称（例）

○クロロシクロヘキサン



代替名（例・案）

○ハロゲン化シクロヘキサン

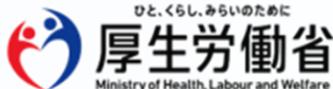
○ハロゲン化シクロアルカン



## SDS に記載するための

# 代替化学名等作成マニュアル

2026年2月版



### 代替化学名等の設定事例

事例における有害性情報等は、2025年12月1日時点の情報に基づきます。

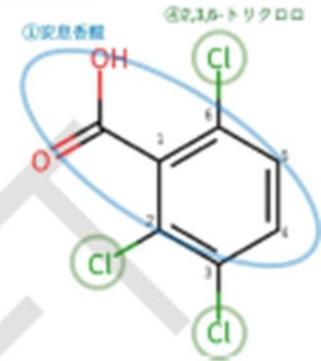
#### 事例1：2,3,6-トリクロロ安息香酸

##### STEP 1：名称の選択

2,3,6-トリクロロ安息香酸 (CASRN: 50-31-7) は、IUPAC 名称であるため、当該名称を採用する。

##### STEP 2：対象要素の特定

要素	確認結果
① 遊離化合物の構造	安息香酸
② 対イオン構造・数	なし
③ 立体異性体	なし
④ 置換基構造・数・位置	2,3,6-トリクロロ



- 本マニュアルの記載内容は、法令の義務事項のみで構成されている訳ではない点に留意いただきたい。従って、事業者に対して、記載内容を全て厳格に遵守させることを想定しているものではない。
- 本マニュアルは、代替化学名等の具体的な設定方法を示すガイドラインとしてまとめたものであり、代替化学名等を設定するための参考情報という位置づけ。
- 法令事項に関しては、個別に情報を確認することが求められる。

# 個人ばく露測定の精度担保関係

## 背景

- ▶ 個人ばく露測定の結果は、ばく露防止対策のための設備の改善や、作業方法や手順の見直し、有効な呼吸用保護具の選択に活用するものであり、個人ばく露測定を精度を担保することが必要。

## 法改正内容（概要） \* 令和8年10月に施行

- ▶ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士が作業環境測定基準に従って実施することを義務付けたこと。



## 今後措置する事項

- ▶ 令和7年1月の「今後の労働安全衛生対策について（報告）」（以下「建議」という。）において、個人ばく露測定を作業環境測定士が実施するために個人ばく露測定に関する追加講習の修了を要件とすることが適当である旨提言されており、今後、省令等を改正し、当該要件や個人ばく露測定に関する追加講習の内容についての規定を整備する予定。

（参考：建議抜粋）

### （2）個人ばく露測定の精度の担保

ア 個人ばく露測定について、作業環境測定と同様に測定の精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者により実施しなければならないこととすることが適当である。

この有資格者の要件は、個人ばく露測定に関する追加講習を修了した作業環境測定士等とすることが適当である。

- ▶ 上記の他、作業環境測定基準に個人ばく露測定の実施方法に関する規定を追加することや、関連する政省令等の改正を行う予定。

1. 労働災害発生状況の推移
2. 背景要因
3. 改正労働安全衛生法等の概要
4. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
5. 職場のメンタルヘルス対策の推進
6. 化学物質による健康障害防止対策の推進
7. 機械等による労働災害の防止の促進等
8. 高齢者の労働災害防止の推進
9. 治療と仕事の両立支援の推進
10. 熱中症対策について

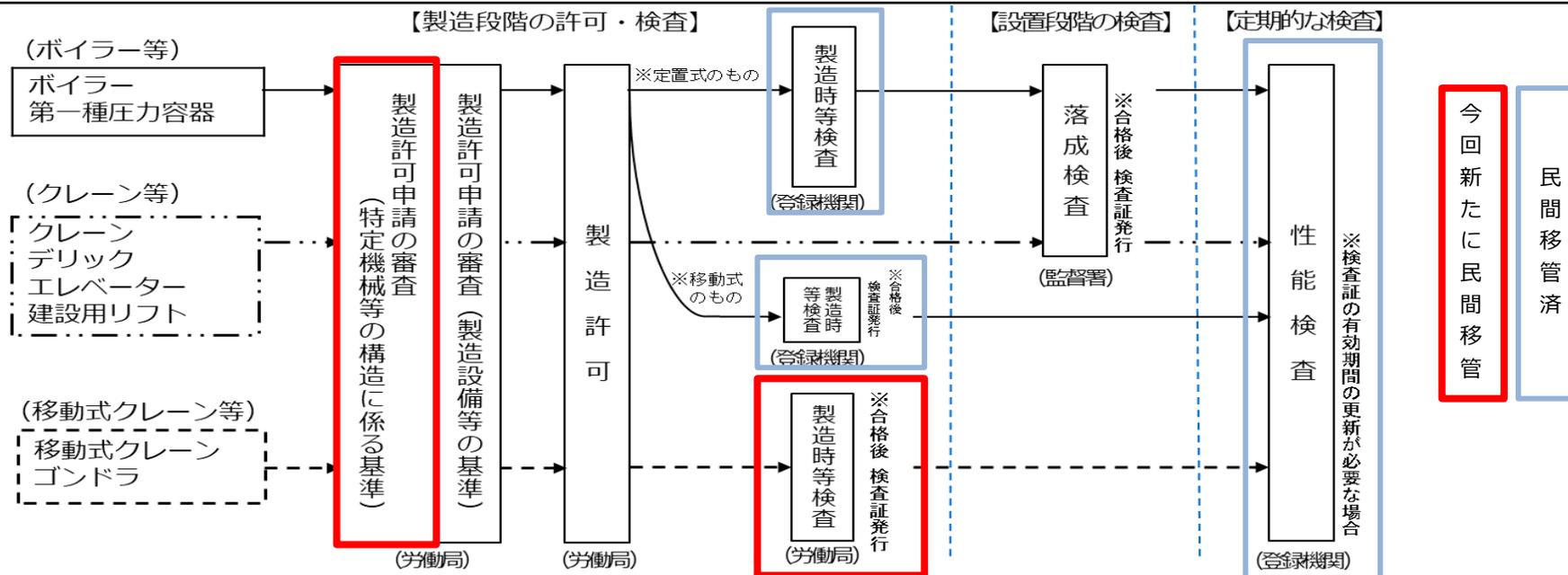
# 機械等による労働災害の防止の促進等

## 背景

- 危険な作業を必要とする特定機械等（ボイラー、クレーン等）については、安全性能を確保するために、製造許可及び製造時等検査制度を設けるとともに、設置時、使用時の各段階における検査を義務付けている。
- 新技術の誕生に伴い設計・検査手法の高度化・専門化が必要となっているところ、EU諸国をはじめとした諸外国では、専門性を持つ民間の検査機関の活用が進んでいる。これまで一部検査について民間移管を進めてきたが、特定機械等の安全性を確保した上で労働災害を効果的に防止するため、更なる行政の効率化や民間活力の活用を促進する必要がある。
- また、技能講習を実施する民間登録機関が不正に技能講習修了証を交付する等の不正事案が生じており、その防止対策を強化する必要がある。

## 改正内容

- 製造許可申請の審査のうち特定機械等の構造に係る基準の審査について、民間の登録機関が行えるようにする。
- 製造時等検査について、移動式クレーン及びゴンドラも民間の登録機関が行えるようにする。
- 民間の登録機関の業務の適正な遂行を担保するため、適切な登録要件の設定、要件に適合しなくなった場合の行政処分などの仕組みを整備する。
- 民間の登録機関の不正防止のための措置その他の所要の改正を行う。



# 検査業者、登録教習機関の不正防止強化等（R8.1.1.施行）

## 検査業者の不正防止強化

- 特定自主検査\*を実施する検査業者には、資格者による検査実施が義務付けられている一方、**検査内容は指針で示すにとどまっている**ため、**指針に定められた検査項目を行わない事例**が散見され、これにより機械が破損する事例も発生している。

※ フォークリフト等の一定の機械を使用する事業者が、1年に1回等定期的に、事業場内の資格者又は検査業者に実施させる義務がある検査

このため、現行制度では指針に留まっている特定自主検査の検査内容について、**基準を設け**、検査業者には**これに従って検査を行うことを義務付け**るとともに、**基準に従わずに検査を行った場合には厚生労働大臣が改善命令等**を行えるようにする。

## 登録教習機関の不正防止強化

- フォークリフトの運転業務等の一定の業務に従事するために必要な技能講習について、講習を実施する登録教習機関が**技能講習を全く、あるいは一部しか行わなかったにもかかわらず、大量の技能講習修了証を不正に交付**し、当該修了証の**回収に係る行政指導に誠実に応じなかった事案**が発生している。

このため、不正に技能講習修了証を交付した者に対し、**都道府県労働局長が当該登録教習機関に対して当該修了証の回収を命じ**ることができるようにするとともに、**回収命令に従わない場合には登録取消等**ができるようにする。回収命令に従わない者について、**登録取消を行う場合には、10年を超えない範囲内で欠格期間を延長**できるようにする。

## 技術の進歩等を踏まえた型式検定対象機械等及び技能講習対象業務の追加等の迅速化

- **型式検定対象機械等の種類**について、技術の進歩踏まえて、より**迅速かつ適切に追加**等ができるよう、安全装置又は保護具であって、**規格等を具備しなければ重大な労働災害を生ずるおそれがあるもの**として政令で定めるものを追加する。
- **技能講習の種類**について、技術の進歩を踏まえて、より**迅速かつ適切に追加**等ができるよう、車両系機械運転技能講習を一元化した上で、車両系建設機械その他政令で定める機械の運転を追加する。

# 安衛法改正のうち特定自主検査・検査業者に関する項目

改正前

## 特定自主検査の方法

- 特定自主検査を含む定期自主検査の適切・有効な実施に必要な厚労大臣指針を公表。
- 厚労大臣は、事業者、検査業者、団体に指針に基づく指導等を行うことができる。

改正後（太字部分）

- 特定自主検査は、**厚労大臣の定める基準（特自検基準）**に従って行わなければならない。  
(法第45条第4項)

従前の定期自主検査指針に基づき策定検査業者以外に**事業場内検査者も対象**

## 検査業者の実施義務

- 検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うとき、省令に基づく資格を有する者に実施させなければならない。

- 検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うとき、省令に基づく資格を有する者に実施させなければならない。
- 検査業者は、**特自検基準**に従って特定自主検査を行わなければならない。  
(法第54条の4第2項)

## 検査業者への行政処分

- 厚労大臣又は労働局長は、検査業者が登録基準に適合しなくなった、又は資格者以外に特定自主検査を行わせたとき等に、業務停止命令又は登録取消ができる。

- 厚労大臣又は労働局長は、検査業者が資格者以外に特定自主検査を行わせた、又は**特自検基準に違反したとき、改善に必要な措置をとるよう命令**ができる。(法第54条の6)
- 厚労大臣又は労働局長は、検査業者が登録基準に適合しなくなった、資格者以外に特定自主検査を行わせた、**特自検基準に違反したときや、改善命令に違反した**とき等に、業務停止命令又は登録取消ができる。(法第54条の7第2項第2・3号)

このほか、事業場内の特定自主検査について資格を持つ事業者自身が実施できること、個人事業者が混在作業現場で使用する特自検対象機械も検査義務の対象に加えることなどが改正。各改正項目は令和8年1月施行（個人事業者関係は令和9年4月施行）。

# 設計審査の方法等の概要（R8.4.1施行）

## 1. 設計審査の方法等の趣旨

- 安衛法等一部改正法により、登録機関による設計審査・製造時等検査・性能検査・個別検定・型式検定について、製造許可基準のうち構造に係る部分※（構造規格）及び厚生労働大臣が定める方法に従って行わなければならないこととされた。
- このため、これまで通達で示していた方法等をもとに、構造規格への適合性を含めて厚生労働大臣が定める方法を規定するもの。

※ 個別検定及び型式検定は構造規格

## 2. 設計審査の方法等の概要

### （1）設計審査の方法

設計審査（①）の方法について、既存の製造許可（都道府県労働局が実施）の中で設計審査に当たる部分の方法を元に、所要の文言の整理等、必要な修正を加え、設計審査等対象機械等ごとに設計審査の方法を定める。

### （2）製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定の方法

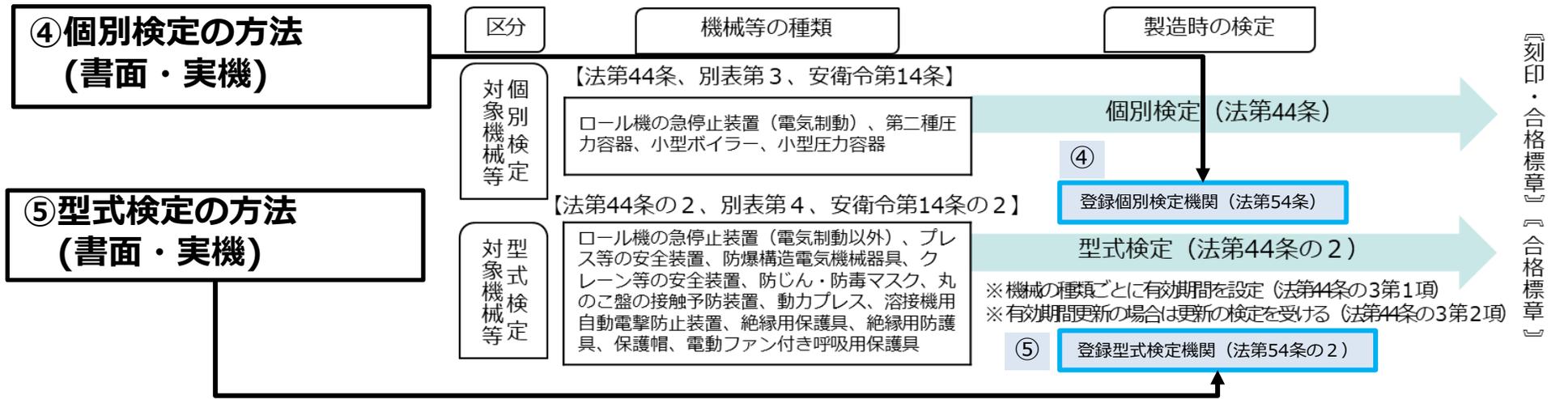
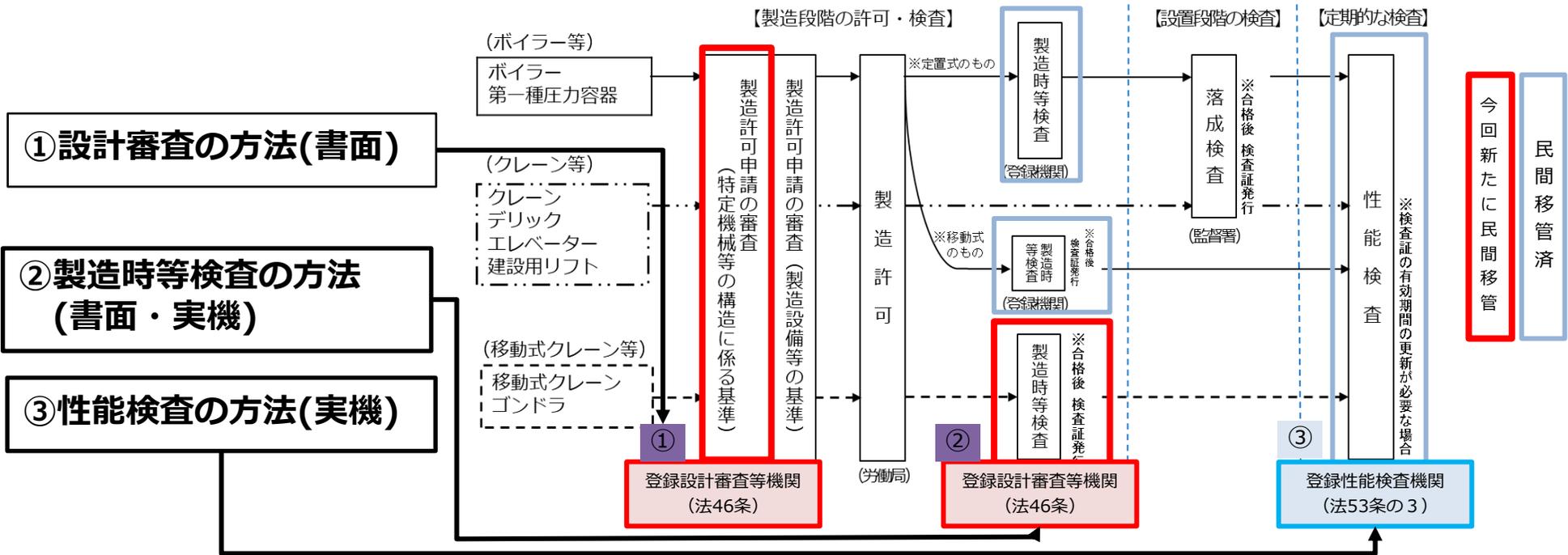
製造時等検査（②）、性能検査（③）、個別検定（④）、型式検定（⑤）の方法について、通達で示していた既存の方法を元に、所要の文言の整理等、必要な修正を加え、検査検定対象機械等ごとに検査等の方法を定める。

## 3. 適用日等

告示日：令和8年2月（予定）

適用期日：令和8年4月1日

# 各審査・検査・検定の対象機械等と方法



1. 労働災害発生状況の推移
2. 背景要因
3. 改正労働安全衛生法等の概要
4. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
5. 職場のメンタルヘルス対策の推進
6. 化学物質による健康障害防止対策の推進
7. 機械等による労働災害の防止の促進等
8. 高齢者の労働災害防止の推進
9. 治療と仕事の両立支援の推進
10. 熱中症対策について

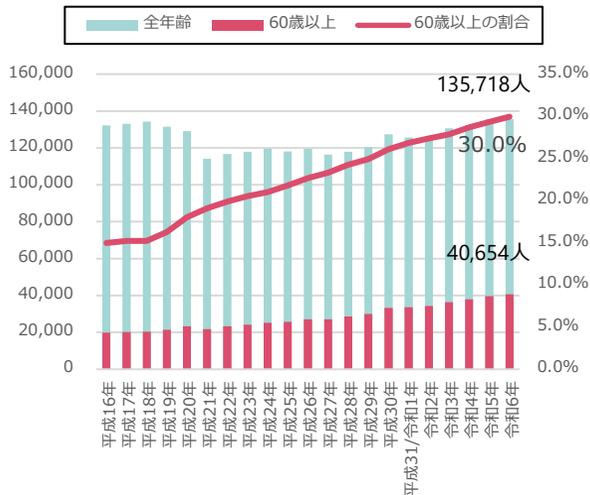
# 高齢者の労働災害防止の推進

## 背景

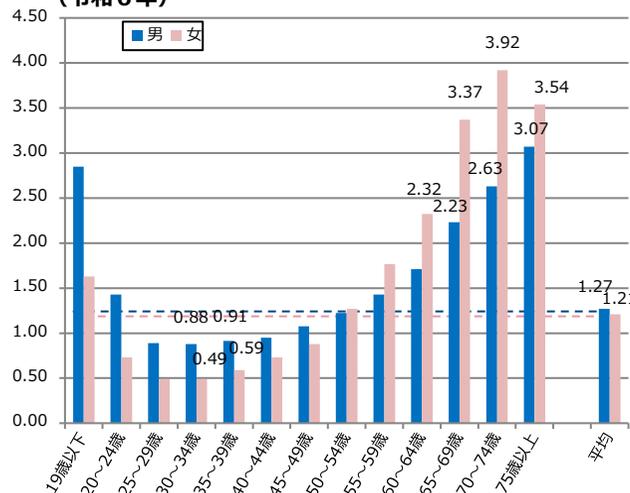
- 休業4日以上死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高年齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。
- また、高年齢労働者は、他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い。

### 労働災害による死傷者数

全年齢に占める60歳以上の割合

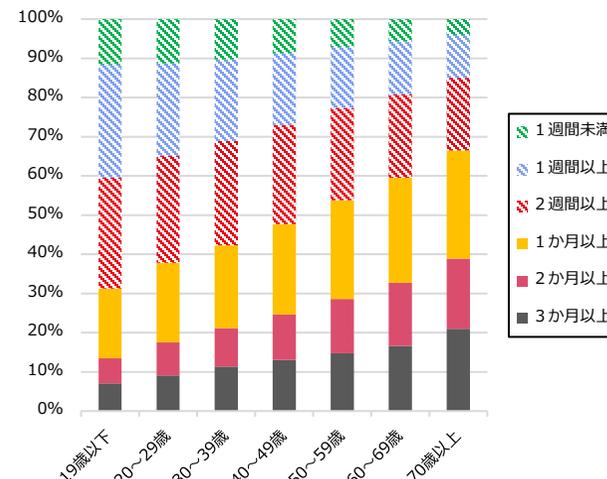


### 年齢層別 労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率）（令和6年）



※度数率 = 労働災害による死傷者数 / 延べ実労働時間数 × 1,000,000

### 年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和6年）



## 改正内容

- 高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
- 厚生労働大臣は、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（※）を定め、当該指針に従い、事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うことができるものとする。

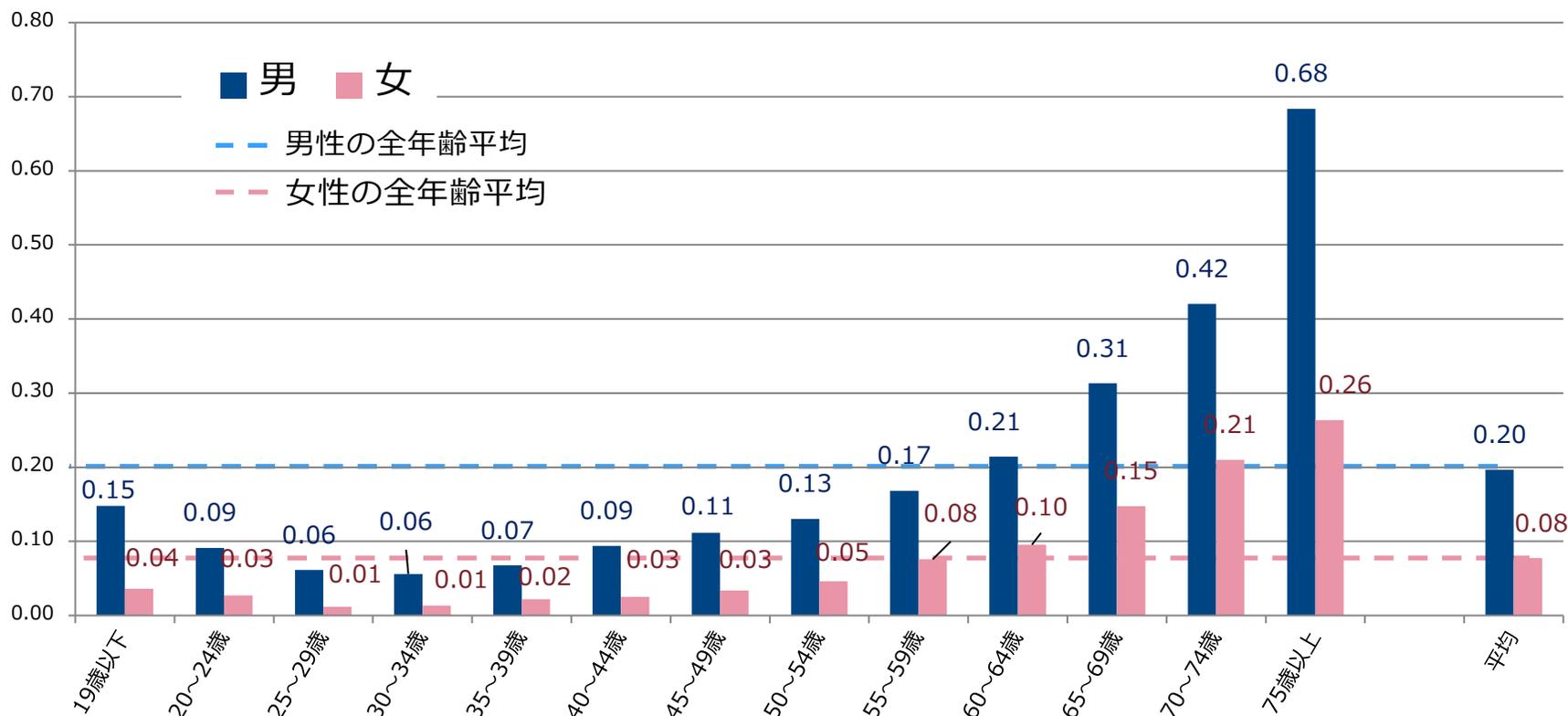
（※）現在、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）において、安全衛生管理体制の確立（リスクアセスメントの実施等）、職場環境の改善（ハード・ソフト面の対策）、高年齢労働者の体力の状況把握などの取組を求めており、これを参考に指針を検討。

# 性別・年齢層別労働時間数当たりの休業見込み日数 (令和6年、休業4日以上)

※ **強度率** に相当する数値

1,000延べ実労働時間当たりの休業見込み日数（休業4日以上）は、男女ともに、60歳以上で全年齢平均をわずかに上回り、60歳以上で、加齢に応じ、顕著に上昇していく傾向がある。

※ 死亡災害は、休業見込み日数を7,500日として計上している。



※強度率に相当する、休業見込み日数/延べ実労働時間数×1,000の値

データ出所：労働者死傷病報告（令和6年）

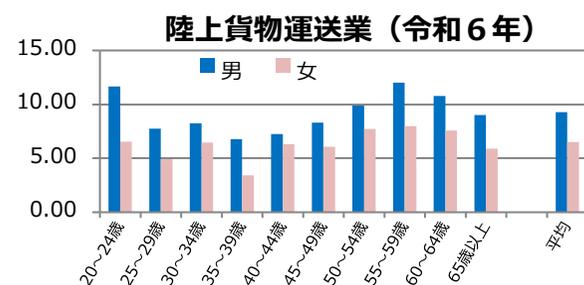
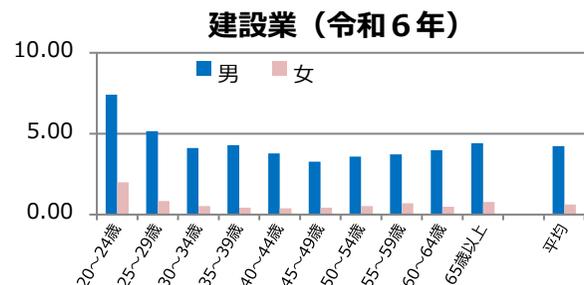
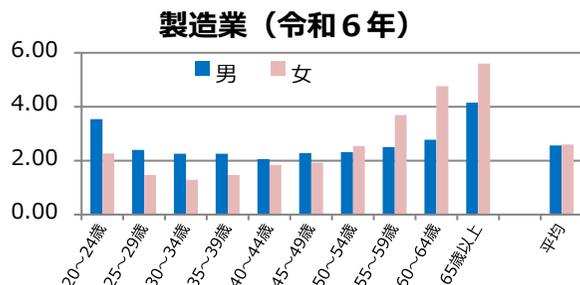
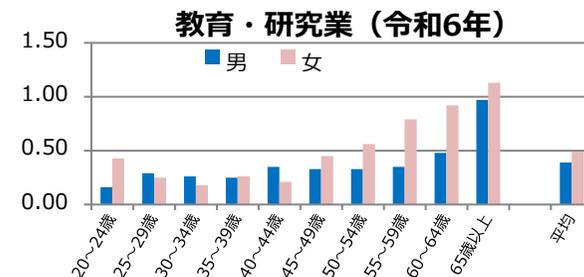
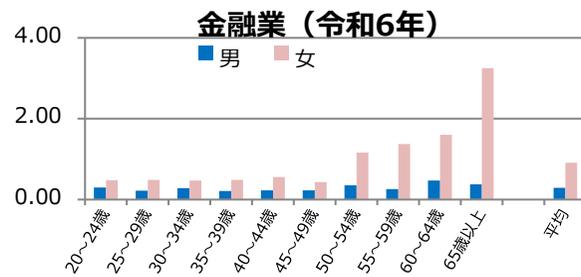
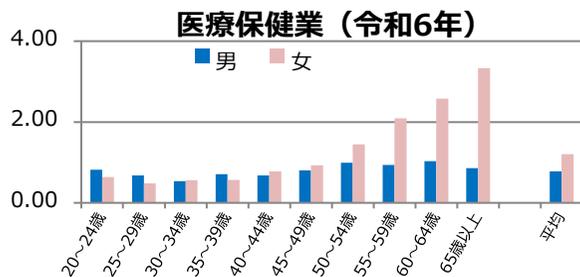
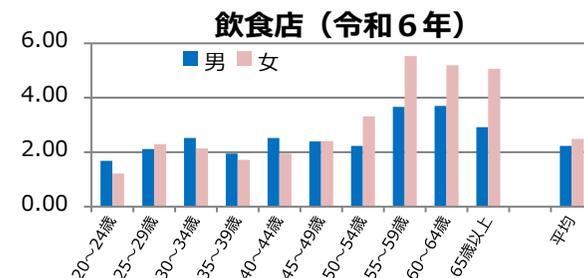
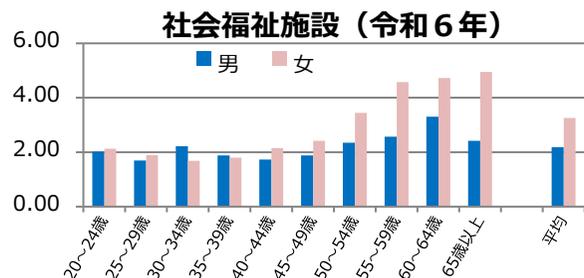
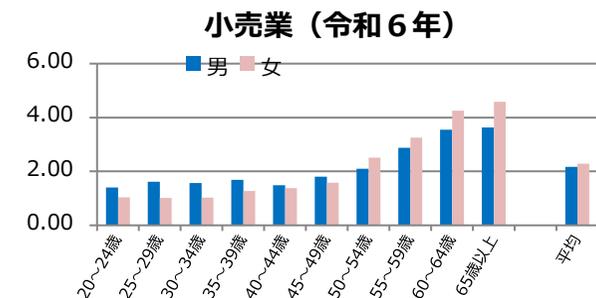
※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働力調査（年次・2024年・基本集計第Ⅱ-9表（平均週間就業時間）及び第1-2表（役員を除く雇用者））

# 業種別・性別・年齢層別死傷年千人率

## (主な第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、休業4日以上)

業種によって災害発生率の高さは異なるが、加齢に応じた発生率の上昇は、業種に関わらず概ね同様の傾向を示している。男女比は、業種によって異なる。



データ出所：千人率=労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

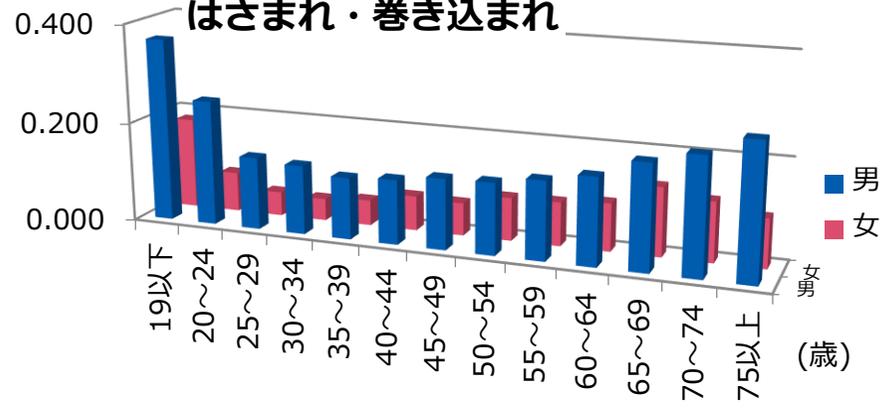
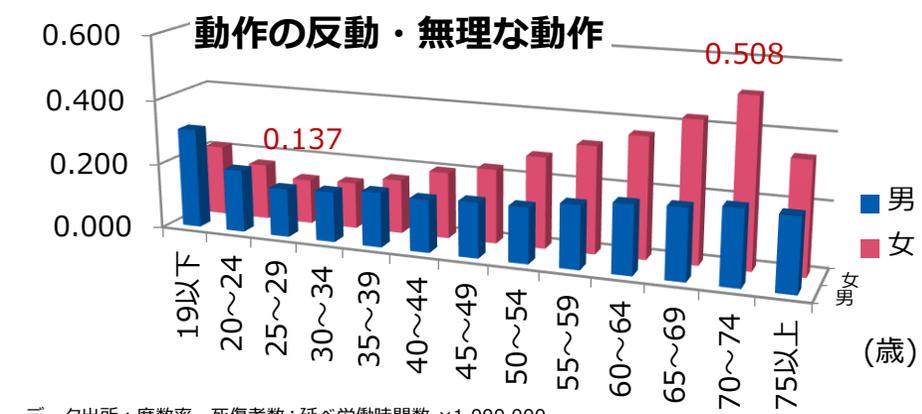
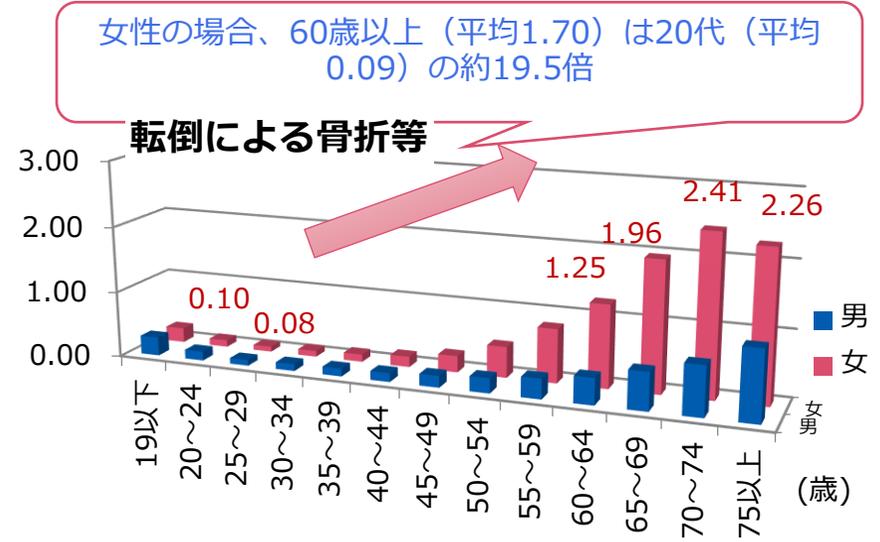
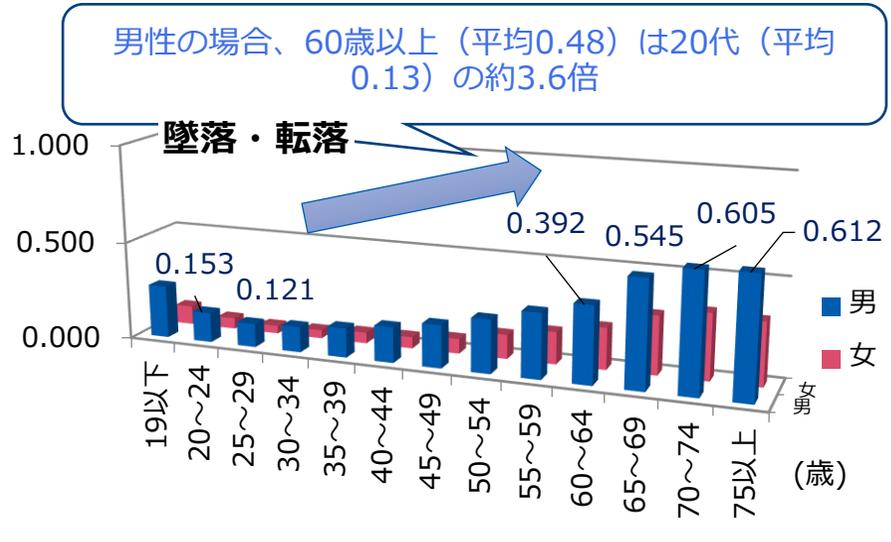
：死傷者数…労働者死傷病報告（令和6年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働者数…労働力調査（年次・2024年・基本集計Ⅱ-II-2表 役員を含む雇用者）

# 年齢階層別・男女別の労働災害発生率（度数率）の傾向（事故の型別の分析）

- 「墜落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に60歳以上で、加齢に応じ、労働災害発生率（度数率）が著しく上昇する。
- 「動作の反動・無理な動作」と「はさまれ・巻き込まれ」も、加齢に応じ、労働災害発生率が上昇する傾向がある。

## 事故の型別・年齢階層別・男女別の度数率（令和6年）



データ出所：度数率…死傷者数÷延べ労働時間数×1,000,000  
 : 延べ労働時間数…労働力調査（年次・2024年・基本集計第II-9表 平均週間就業時間及び第I-2表）から算出  
 : 死傷者数：平成27年から令和6年までの休業4日以上の死傷災害…労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患を除く）  
 ※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

# 高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会

## 趣旨・目的

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法第62条の2（令和8年4月1日施行予定）により、高年齢労働者の特性に配慮した必要な措置を講ずることが事業者による努力義務とされ、事業者が講ずべき措置に関し、厚生労働大臣がその適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表することとされた。このため、高年齢労働者の労働災害の分析及びその低減のため必要な方策等、今後の高年齢労働者の労働災害防止対策について検討を行った。

労働安全衛生法（抄）（令和7年改正後。令和8年4月1日施行）

（高年齢者の労働災害防止のための措置）

第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

## 参集者

◎は座長、五十音順、敬称略

飯島 勝矢	東京大学高齢社会総合研究機構 機構長・未来ビジョン研究センター 教授
石崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授
漆原 肇	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 労働法制局 局長（第3回より）
◎ 榎原 毅	産業医科大学 産業生態科学研究所 人間工学研究室 教授
甲斐 裕子	（公財）明治安田厚生事業団 体力医学研究所 副所長
坂下 多身	（一社）日本経済団体連合会 労働法制本部 統括主幹
島田 行恭	（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター長
松尾 知明	（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 人間工学研究グループ 上席研究員
松岡 かおり	（公社）日本医師会 常任理事
松田 晋哉	福岡国際医療福祉大学看護学部看護学科 教授
松田 文子	（公財）大原記念労働科学研究所 特別研究員
松葉 斉	松葉労働衛生コンサルタント事務所 代表
山脇 義光	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 労働法制局長（第2回まで）

## 検討事項

- （1）高年齢労働者の労働災害の分析及びその低減のため必要な方策について
- （2）事業者が講ずべき高年齢労働者の労働災害防止措置のあり方について
- （3）その他

## 開催状況

- 第1回：令和7年9月8日 ・高年齢労働者をめぐる現状  
・指針の策定方針について
- 第2回：令和7年9月29日 ・高年齢者の労働災害に関する文献レビュー
- 第3回：令和7年11月5日 ・指針案の検討①
- 第4回：令和7年12月8日 ・指針案の検討②  
・報告書案の検討

# 高齢者の労働災害防止のための指針概要

## 第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

## 第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

### 1 安全衛生管理体制の確立等

- **経営トップによる方針表明及び体制整備**
  - ・経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
  - ・高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- **高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
  - ・高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

### 2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入**
  - ・高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- **高齢者の特性を考慮した作業管理**
  - ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

### 3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
  - ・労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- **体力の状況の把握**
  - ・高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- **健康や体力の状況に関する情報の取扱い**
  - ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

### 4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置**
  - ・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- **高齢者の状況に応じた業務の提供**
  - ・高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
  - ・高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
  - ・高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
  - ・集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
  - ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

### 5 安全衛生教育

- **高齢者に対する教育**
  - ・法令に基づく教育等を確実にを行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- **管理監督者等に対する教育**
  - ・管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

## 第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

## 第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

# 高齢労働者の労働災害防止対策推進事業

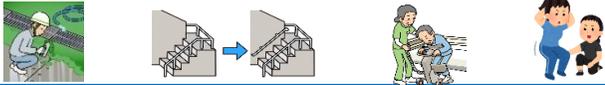
令和8年度予算案 9.8 億円 (7.6億円) ※ ( )内は令和7年度予算額

## 目的

- 休業4日以上<sup>1</sup>の死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。厚生労働省においては、令和元年度に「エイジフレンドリーガイドライン（通達）」を策定し、令和2年度から「エイジフレンドリー補助金」によりガイドラインに沿った取組を実施する中小企業事業者を支援してきた。
- 高齢労働者は、他の世代と比べて労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い状況にあるが、これは、**業種や職種によって異なる作業による労働災害リスクに、加齢による身体機能の低下等の高齢労働者の特性に起因するリスクが付加**されることによるものと考えられる。
- 高齢労働者の労働災害防止対策を更に推進するため、**労働安全衛生法等を改正し、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務**とすることとなり、**令和8年4月1日から施行**される。
- 改正法においては、厚生労働大臣が、事業者が講ずべき措置を適切かつ有効に実施するため必要な指針を定めることとされ、さらに、**当該指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことが規定**されており、引き続き、**事業者に対する支援**として、「エイジフレンドリー補助金」により中小企業事業者による指針に基づく措置の実施に係る支援を行う。
- あわせて、**事業者団体への支援**として、業種や職種に応じた作業による労働災害リスクを踏まえた的確な高齢労働者の労働災害防止対策の推進のため、業界団体等を構成員とする検討会を組織し、災害分析、好事例の収集等を行う。

## 1 エイジフレンドリー補助金【一部拡充】 9.5 億円 (令和7年度：7.6億円)

- (1) 対象事業者：労災保険加入の中小企業事業者 (3) 実施主体：一般社団法人等  
 (2) 補助対象、補助率、上限額 (下表参照) (4) 事業実績：令和6年度支給件数 (事業者数) …1,126件

	専門家総合対策コース 【既存 (統合) ・拡充】	熱中症対策コース 【新設】	コラボヘルスコース 【既存】
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門家によるリスクアセスメントを受けるのに要する費用</li> <li>● リスクアセスメント結果を踏まえた対策の実施に要する費用 (滑りにくい床への改修、手すりの設置、重量物取扱い作業・介助作業への補助機器の導入、労働者の身体機能の維持向上のための支援等)</li> </ul> 	熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、体温を下げるための機能のある服の導入等暑熱な環境による労働災害防止対策に要する費用	事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要する費用
補助率	4 / 5 (専門家によるリスクアセスメント) 1 / 2 (リスクアセスメント結果を踏まえた対策の実施)	1 / 2	3 / 4
上限額	100万円	100万円	30万円

## 2 業種別の高齢労働者の労働災害防止対策の検討【新規】 0.3 億円

業界団体 (令和8年度は、高齢労働者の労働災害が多い製造業、小売業、社会福祉施設を想定) 等を構成員とする検討会を組織し、災害分析や対策の好事例の収集等を行う。

1. 労働災害発生状況の推移
2. 背景要因
3. 改正労働安全衛生法等の概要
4. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
5. 職場のメンタルヘルス対策の推進
6. 化学物質による健康障害防止対策の推進
7. 機械等による労働災害の防止の促進等
8. 高齢者の労働災害防止の推進
9. 治療と仕事の両立支援の推進
10. 熱中症対策について

# 労働施策総合推進法の改正（治療と就業の両立支援の努力義務化）

労働施策総合推進法等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）により、事業主に対し、治療と仕事の両立支援の取組を努力義務化（施行期日：令和8年4月1日）

## 改正の趣旨

- ・ 高齢者の就労の増加や医療技術の進歩等を背景に、疾病を治療しながら仕事をする労働者は年々増加しており、今後も一層の増加が見込まれている。
  - ・ 治療と仕事の両立支援対策を推進し、働きながら治療を続ける方の就業環境を整備する必要。
- ⇒ **ガイドラインによる事業主の取組の更なる促進を図る。**

## 見直し内容

- **事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課す。**
- **当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。**
  - ※ これまでの法的根拠がないガイドラインを、法律に基づく指針としてガイドラインを参考に策定する。

# 治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）

## 趣旨

労働施策総合推進法第27条の3第2項に基づき、事業主による、治療を受ける労働者の治療と就業の両立を支援するための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるもの

## 対象

**対象労働者**：雇用形態に関わらず全ての労働者

**対象疾病**：反復・継続した治療が必要と医師が判断した疾病（国際疾病分類に基づく。負傷を含む。）

## 両立支援に当たっての留意事項

- 本人の申出
- 本人との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個別事例の特性に応じた配慮
- 個人情報の保護

## 両立支援のための環境整備

- 事業主による基本方針の表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化、社内の支援体制の整備
- 両立支援に関する休暇制度・勤務制度の整備（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務等）

## 両立支援の進め方

### 【関係者間の連携した両立支援の進め方】

#### ③ 両立支援プランの作成



様式例「両立支援プラン」

就業継続の可否や就業上の措置等について、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定、実施。



(人事労務) (産業医等)

事業場

#### ① 両立支援の申出

勤務情報提供書の作成支援

主治医意見書の提出



労働者

#### ① 勤務情報提供書



様式例「勤務情報提供書」

#### ② 主治医意見書



様式例「主治医意見書」



主治医

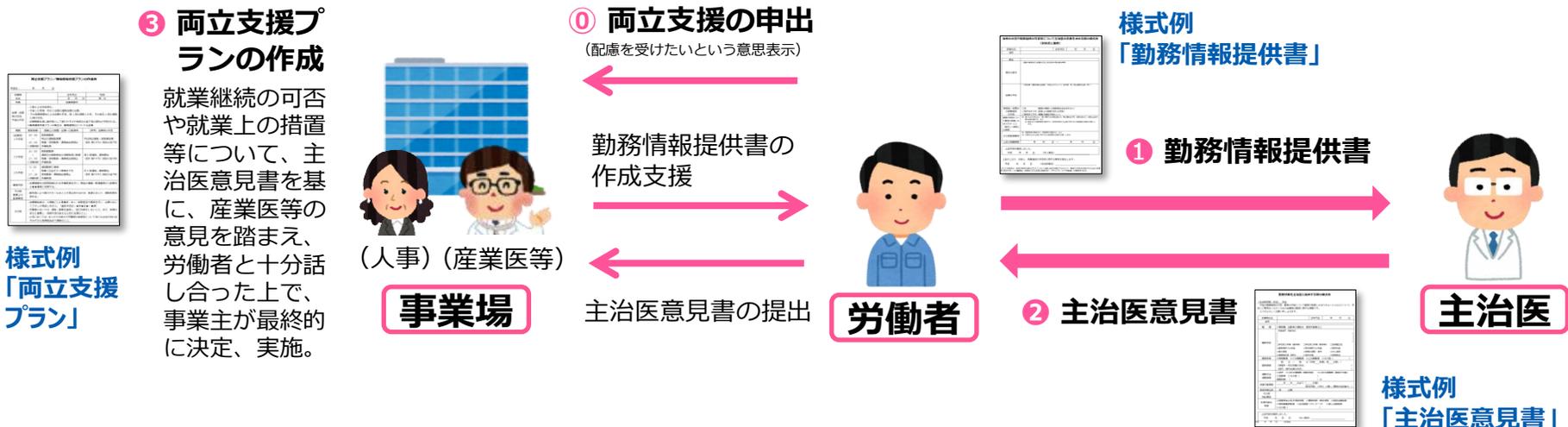
本人記載欄  
(勤務情報)

医師記載欄  
(意見書)

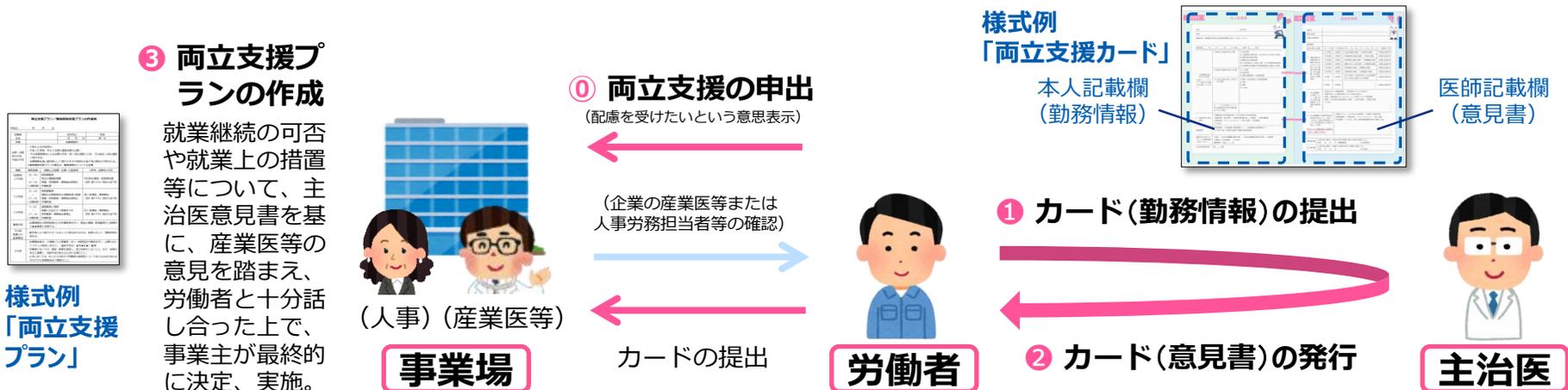
様式例「両立支援カード」

# (参考) 治療と仕事の両立支援の流れ

## 様式例「勤務情報提供書」・「主治医意見書」を用いる場合



## 様式例「両立支援カード」を用いる場合



## 治療と仕事の両立支援ナビ



厚生労働省の運営するポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」では、

- ・ 指針に沿った実践的ガイダンス
- ・ 企業の取組事例

など総合的な情報提供を行っています。

## 両立支援コーディネーター



両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けることができます。両立支援の進め方等を学べますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させ、活用することで、医療機関との連携等を踏まえた、現場の状況に応じた支援を実施することが期待されます。

## 産保センターの企業支援



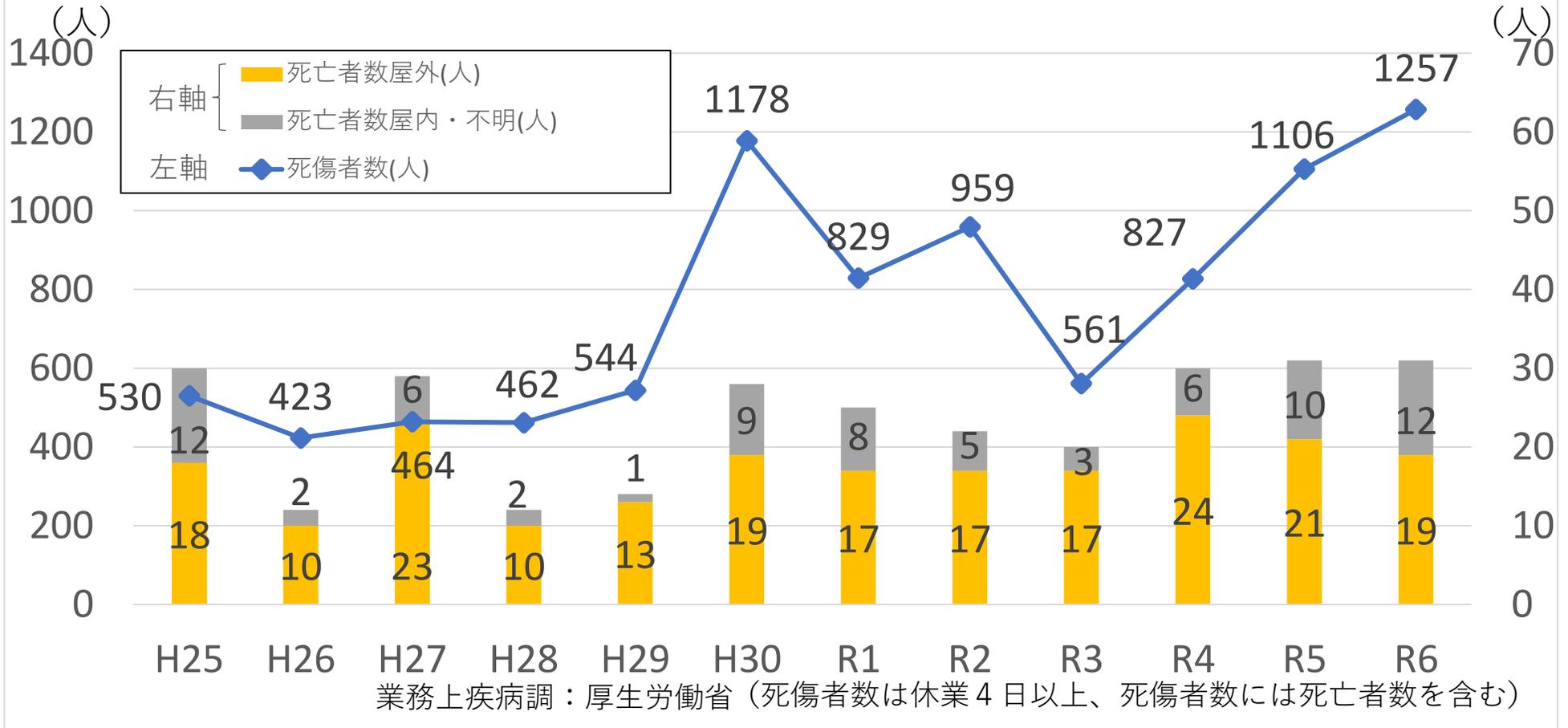
都道府県産業保健総合支援センターでは、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、

- ・ 専門的な相談対応
- ・ 事業場への訪問による制度導入支援
- ・ 事業主と労働者との個別の治療と就業の両立支援の調整

等の支援が無料で受けられます。

1. 労働災害発生状況の推移
2. 背景要因
3. 改正労働安全衛生法等の概要
4. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
5. 職場のメンタルヘルス対策の推進
6. 化学物質による健康障害防止対策の推進
7. 機械等による労働災害の防止の促進等
8. 高齢者の労働災害防止の推進
9. 治療と仕事の両立支援の推進
10. 熱中症対策について

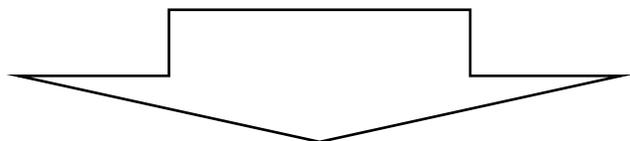
# 夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況（H25～）



# 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

## 職場における熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生
- 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念
- **ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」**



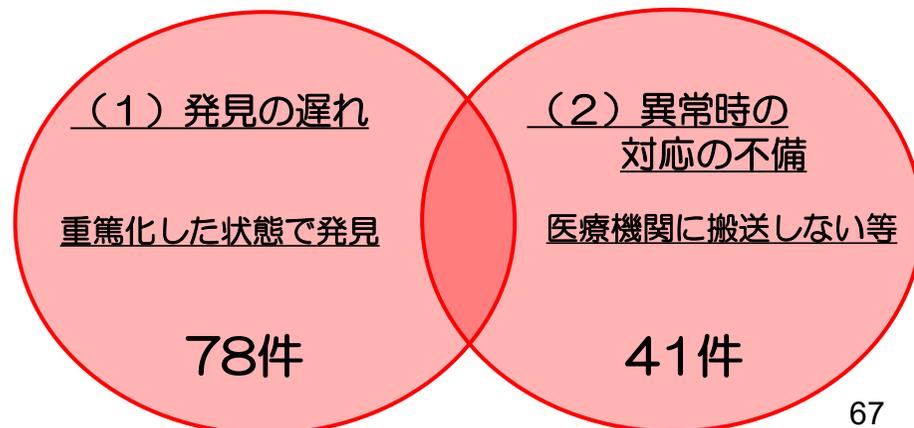
## 早急に求められる対策

「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、**現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施**が必要

## 熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

## 1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「**早期発見のための体制整備**」、「**重篤化を防止するための措置の実施手順の作成**」、「**関係作業員への周知**」を義務付ける。

## 2 改正の概要

○ 以下 1、2 の事項を事業者に義務付けること。

1 **熱中症を生ずるおそれのある作業**（※）を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
- ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を**報告するための体制（連絡先や担当者）**を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して**周知**すること

2 **熱中症を生ずるおそれのある作業**を行う際に、

- ①作業からの離脱
- ②身体のコールド
- ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、**熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順**を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して**周知**すること

※ **WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場**において行われる作業で、**継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの**

## 3 公布日等

(1) 公布日 令和7年4月15日

(2) 施行日 令和7年6月1日

1. 労働災害発生状況の推移
2. 背景要因
3. 改正労働安全衛生法等の概要
4. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
5. 職場のメンタルヘルス対策の推進
6. 化学物質による健康障害防止対策の推進
7. 機械等による労働災害の防止の促進等
8. 高齢者の労働災害防止の推進
9. 治療と仕事の両立支援の推進
10. 熱中症対策について